

平成28年第1回奥多摩町議会定例会 会議録

1 平成28年3月8日午前10時00分、第1回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	大澤由香里君	第2番	澤本 幹男君	第3番	清水 明君
第4番	小峰 陽一君	第5番	石田 芳英君	第6番	宮野 亨君
第7番	高橋 邦男君	第8番	原島 幸次君	第9番	村木 征一君
第10番	師岡 伸公君	第11番	酒井 正利君	第12番	須崎 眞君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 澤本 恒男君 議会係主任 徳王 龍介君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	河村 文夫君	副 町 長	加藤 一美君
教 育 長	栃元 誠君	企画財政課長	若菜 伸一君
企画財政課主幹	天野 成浩君	総 務 課 長	井上 永一君
住 民 課 長	宮田 昭治君	福祉保健課長	清水 信行君
観光産業課長	原島 滋隆君	地域整備課長	須崎 政博君
会計管理者	原島 政行君	教 育 課 長	守屋 吉彦君
病院事務長	河村 光春君		

平成28年第1回奥多摩町議会定例会議事日程[第1号]

平成28年3月8日(火)

午前10時00分開会・開議

会期 平成28年3月8日～3月23日(16日間)

日程	議案番号	議案名	結果
1	---	議長定例町議会開会・開議宣告	---
2	---	会議録署名議員の指名 5番 石田 芳英 議員 6番 宮野 亨 議員	
3	---	会期の決定について	決定
4	---	議会関係諸報告	---
5	---	町長あいさつ及び施政方針表明	---
6	議案第1号	専決処分の承認を求めることについて (奥多摩町町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例)	承認
7	議案第2号	奥多摩町町税賦徴収条例の一部を改正する条例	原案可決
8	議案第3号	奥多摩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案可決
9	議案第4号	奥多摩町議会委員会条例の一部を改正する条例	原案可決
10	議案第5号	奥多摩町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
11	議案第6号	奥多摩町情報公開に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
12	議案第7号	奥多摩町個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
13	議案第8号	奥多摩町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例	原案可決
14	議案第9号	奥多摩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
15	議案第10号	奥多摩町特産物加工販売施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例	原案可決

16	議案第 11 号	奥多摩町若者定住応援条例の一部を改正する条例	原案可決
17	議案第 12 号	奥多摩町下水道条例の一部を改正する条例	原案可決
18	議案第 13 号	奥多摩町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
19	議案第 14 号	奥多摩町の課に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
20	議案第 15 号	奥多摩町職員定数条例の一部を改正する条例	原案可決
21	議案第 16 号	奥多摩町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
22	議案第 17 号	奥多摩町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
23	議案第 18 号	非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
24	議案第 19 号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
25	議案第 20 号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
26	議案第 21 号	奥多摩町教育委員会教育長の給料等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
27	議案第 22 号	奥多摩町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
28	議案第 23 号	東京都市町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を改正する条例	原案可決
29	議案第 24 号	東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約	原案可決
30	議案第 25 号	訴えの提起について	原案可決
31	議案第 26 号	町道路線の認定について	原案可決
32	議案第 27 号	名坂線林道開設工事請負契約の変更の変更について	原案可決
33	議案第 28 号	奥多摩処理区下水道管渠建設工事その 3 4 請負契約の変更について	原案可決

34	議案第 29 号	奥多摩処理区下水道管渠建設工事その 3 5 請負契約の変更について	原案可決
35	議案第 30 号	奥多摩処理区下水道管渠建設工事その 3 6 請負契約の変更について	原案可決
36	議案第 31 号	奥多摩処理区下水道管渠建設工事その 3 7 請負契約の変更について	原案可決
37	――	奥多摩町選挙管理委員会委員の選挙	決 定
38	――	陳情の受付について	陳情第 1 号 総務文教常 任委員会付託

(午後 4 時 03 分 散会)

午前 10 時 00 分 開会・開議

○議長（須崎 眞君） これより平成 28 年第 1 回奥多摩町議会定例会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。

日程第 2 会議録署名議員の指名を議題とします。

本件につきましては、会議規則第 122 条の規定により議長において指名します。

本定例会の会議録署名議員に、

5 番 石田 芳英議員、

6 番 宮野 亨議員、

を指名します。

次に、日程第 3 会期の決定についてを議題とします。

本件につきましては、去る 3 月 1 日、議会運営委員会が開かれて、本定例会の運営について協議が行われておりますので、その結果を議会運営委員会委員長、宮野亨議員より報告願います。宮野亨議員。

〔議会運営委員長 宮野 亨君 登壇〕

○議会運営委員長(宮野 亨君) 平成 28 年第 1 回奥多摩町議会定例会の運営について、去る 3 月 1 日、議会運営委員会を開催しましたので、その協議結果を報告します。

初めに、本定例会の会期であります。本日 3 月 8 日から 3 月 23 日までの 16 日間とすることに決定いたしました。

次に、会期中の諸日程であります。配付してあります会議予定表をごらんください。

まず本会議について、本日 8 日の本会議であります。議会諸報告に続き、町長より挨拶及び施政方針の表明をいただいた後、議案審議に入ります。

本定例議会に上程された議案は、町長提出議案 47 件であります。本日及び明日 9 日の 2 日間で審議いたします。

次に、3 月 11 日は本会議 3 日目ですが、一般質問を行います。通告者は 11 名で、通告順に行いますが、簡潔な質問、対応をされるようご協力をお願いいたします。

なお、町長の施政方針に対する一般質問の通告者は 1 名ですが、その内容についての通告期限は、明日 3 月 9 日正午となっておりますので、よろしくをお願いいたします。

次に、3 月 23 日の本会議 4 日目は、本定例会最終日となります。予算特別委員会に付託して審査が行われた平成 28 年度一般会計を初めとした特別会計、事業会計の全 8 議案の委員長報告及び採決を行い、続いて、閉会中の継続調査について、議員派遣についてを審議した後、町長に挨拶をいただき、閉会とする予定です。

次に、本定例会に対しての請願書及び陳情書の受け付けは、陳情が 1 件と報告されましたので、3 月 9 日、本会議終了後、総務文教常任委員会を開催し、審査を願います。なお陳情について、11 日に採決と決せられたものがあつた場合には、追加案件として議員提出

議案を上程し、意見書の提出について採決を行います。

次に、予算特別委員会は、3月15日に開会し、平成28年度の各会計予算の概要説明を受けることに決定しております。3月17日についても予算特別委員会を再開し、質疑を行い、採決を行います。

次に、議案の取り扱いについて申し上げます。配付してあります提出案件及び上程別・採決別一覧表をごらんください。議案第1号から議案第3号までの3議案については、それぞれ単独上程の上、採決については、それぞれ即決と決定しております。

次に、議案第4号及び議案第5号のそれぞれ一部改正条例は関連がありますので、一括上程とし、採決については、それぞれ即決と決定しております。

次に、議案第6号及び議案第7号のそれぞれ一部改正条例につきましても、関連がありますので一括上程とし、採決についてはそれぞれ即決と決定しております。

次に、議案第8号から次ページ、議案第18号までの一部改正条例11議案は、それぞれ単独上程の上、即決と決定しております。

続きまして、議案第19号から議案第22号までの4議案につきましても関連がありますので、一括上程とし、採決についてはそれぞれ即決と決定しております。

次に、議案第23号、議案第24号の一部事務組合規約の一部改正、変更規約につきましては、それぞれ単独上程の即決と決定しております。

次に、議案第25号 訴えの提起について、次の議案第26号 町道路線の認定につきましては、それぞれ単独上程の即決と決定しております。

次に、議案第27号の名坂線林道開設工事請負契約の変更の変更についてにつきましては、単独上程の即決、次の議案第28号 奥多摩処理区下水道管渠建設工事のその34請負契約の変更から、議案第31号その37請負契約の変更までの4議案については、一括上程の上、採決についてはそれぞれ即決と決定しております。なお、議案第27号から議案第31号までの5議案については、契約案件ですので、企画財政課長の概要説明の後、地域整備課長に補足説明を求めます。

本会議第1日目の3月8日は、この議案第31号の審議をもって終了し、残る議案審議につきましては、本会議の2日目の3月9日に行うことに決定しております。

本会議2日目は、補正予算の審議及び新年度予算の審議を行います。議案第32号から議案第35号までの平成27年度一般会計を初めとする特別会計、事業会計の補正予算の8議案につきましては、一括上程とし、採決についてはそれぞれ即決と決定しております。初めに、副町長から全議案について総括説明をいただいた後、各課長より議案ごとに所管の説明を求めます。全議案説明終了後、議案ごとに質疑と採決を行うことと決定しております。

続きまして、議案第40号から議案第47号までの平成28年度一般会計を初めとする特別会計、事業会計の当初予算の8議案については、一括上程とし、議長を除く議員11名によ

る予算特別委員会に審査を付託することに決定しております。なお、暫時休憩をとり、正副委員長の互選も行われる予定です。

最後に、奥多摩町選挙管理委員会委員の選挙については、委員の任期満了に伴い、委員の改正を行うもので、選挙の方法については議長の指名推選により、本日、本会議において単独上程とし、採決については即決と決定しております。

以上が、本定例会の会期日程と議案の取り扱いを含めた議会運営委員会の協議結果であります。本定例会の運営が効率的かつ円滑に進行しますよう、議員各位のご協力をお願い申し上げます、議会運営委員会の委員長のご報告といたします。

○議長（須崎 眞君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月23日までの16日間とし、議案の上程別及び採決別についても、あわせて委員長の報告のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から3月23日までの16日間とすることに決定しました。

なお、本定例会の会議日程につきましては、配付してあります会議予定表のとおり進めたいと思います。ご協力よろしく申し上げます。

また、本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。

次に、日程第4 議会関係諸報告であります。議会関係の諸報告及び監査委員の例月出納検査報告については、お手元に配付のとおりであります。

次に、閉会中に秋川流域斎場組合議会及び西秋川衛生組合議会が開かれておりますので、その概要をまず秋川流域斎場組合議会議員、高橋邦男議員よりご報告願います。

〔7番 高橋 邦男君 登壇〕

○7番（高橋 邦男君） では、平成28年第1回秋川流域斎場組合議会定例会の報告をいたします。

去る2月8日午前10時から、秋川流域斎場組合会議室で議会定例会が開かれ、町からは町長、小峰議員と私、高橋と宮田住民課長が出席しました。

議長から、開会の挨拶と、新たにあきる野市議会から2名の議員の就任紹介と、奥多摩町議会の私、高橋と小峰陽一議員が紹介されました。

議事に入り、議席の指定、会議録署名議員の指名、1日限りの会期の決定がありました。

諸般の報告では、管理者から出席の御礼と4名の新議員の就任お祝い、先月18日の大雪では、十数センチの積雪があったが、斎場の利用に不便がないよう対応したこと。平成27年4月からの施設の利用状況は、順調に利用されており、この1月末までの火葬では、あきる野市637件、日の出町210件、檜原村40件、奥多摩町132件、外部は80件と、全体で1,099件、前年比71件の減となっていること。また、式場の利用状況は、あきる野市

202 件、日の出町 87 件、檜原村 8 件、奥多摩町 33 件、その他外部は 25 件と、全体で 355 件と、前年比 28 件の増となっていること。現在、火葬炉屋根の改修工事と式場の改修工事を実施しているが、3 月末日には完了するとの報告がありました。

次に、議案第 1 号 専決処分の報告及び承認を求めることについては、管理者から秋川流域斎場組合一般職の議員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、東京都人事委員会の勧告により、職員の給与について給料表を 0.12% の増改定、期末勤勉手当を年間で 0.1 カ月分の増とし、日の出町と同様に引き上げを行うとの提案説明の後、質疑もなく採決した結果、賛成多数で承認されました。

次に、議案第 2 号 秋川流域斎場組合監査委員の選任について、同意を求めることについて管理者から提案があり、組合監査委員であった奥多摩町の酒井正利議員が平成 27 年 11 月 30 日をもって任期満了となり、後任の監査委員に、私、高橋邦男を選任する本案が提出され、質疑、討論もなく賛成多数により決定されました。

次に、議案第 3 号 平成 27 年度秋川流域斎場組合会計補正予算（第 2 号）について、管理者から提案があり、規定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 407 万 7,000 円を減額して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3 億 551 万 2,000 円とする説明の後、質疑、討論もなく採決した結果、賛成多数で可決しました。

次に、議案第 4 号 平成 28 年度秋川流域斎場組合組織市町村負担金について、管理者から昨年同様の総額で 1 億 6,000 万円の計上とし、奥多摩町は対前年比 33 万 3,000 円増の 1,587 万 6,000 円となる説明の後、質疑もなく採決した結果、賛成多数で可決しました。

次に、議案第 5 号 平成 28 年度秋川流域斎場組合会計予算について、管理者から歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 億 2,611 万円と定め、対前年度比 24%、7,109 万円減との説明があった後、質疑では、議事録作成委託料の内容は、の質問に、2 回の議事録の作成費であるとの答弁と議員交際費の内容は、の質問では、議員慶弔費であるとの答弁があり、議員報酬の内容は、の質問に、斎場組合が独立した組合であり、構成市町村からの派遣議員であるため条例に定めている報償費を支出しているとの答弁がありました。

次に、斎場から日の出町役場へ通じる道路の除雪ができないかとの質問には、担当とともに対応していきたいとの答弁の後、採決した結果、賛成多数で可決しました。

最後に、議案第 6 号 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての提案では、地方自治法第 286 条第 1 項の規定に基づく規約の変更で、定数削減を行うとの提案説明の後、質疑も討論もなく採決した結果、賛成多数で可決し、平成 28 年第 1 回秋川流域斎場組合議会定例会は閉会しました。

以上で報告を終わりにします。

○議長（須崎 眞君） 以上で、秋川流域斎場組合議会の報告は終わりました。

次に、西秋川衛生組合議会議員、原島 幸次議員より、ご報告願います。

〔8 番 原島 幸次君 登壇〕

○8番(原島 幸次君) 平成28年第1回西秋川衛生組合議会全員協議会及び定例会の報告をいたします。

去る2月15日午前9時30分から、平成28年第1回西秋川衛生組合議会全員協議会及び定例会が開かれ、町からは、河村町長、宮野議員、澤本議員、私、原島と、宮田住民課長が出席いたしました。

組合議会議長から、全員協議会に参集していただいた御礼の後、協議会が開催されました。事務局次長から、平成28年4月1日以降、西秋川衛生組合に持ち込まれる一般廃棄物処理手数料についての条例改正について、持ち込みできる日は祝日を含む月曜日から金曜日の午前9時から午後4時までで、手数料は、個人は可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみについて10キログラム当たり300円とし、収集運搬業者は、可燃ごみのみで10キログラム当たり400円とし、処理手数料は、委託会社が現在の契約の中で現金徴収を行う旨の改正を行いたい。また、廃棄物手数料のほか、減免について、管理者は、天災その他特別の理由があると認めるときは手数料を減額し、または免除することができる旨の改正を行いたいとの説明がありました。

次に、汚泥再処理センターの整備事業に係る予算措置(案)については、平成28年度から平成30年度に事業を計画し、事業費として18億6,100万円を予定し、財源は、国庫補助金が3億2,927万5,000円、起債は10億200万、東京都振興基金から1億5,800万円、整備基金から8億5,500万6,000円、一般財源から3億631万9,000円を予定しており、平成28年度は、実施設計を予定し、平成29年度は、本体工事と旧施設の解体工事を予定し、平成30年度は、外構工事を予定しているとの説明がありました。

質疑では、手数料の減免について、その他特別な事情とは、との質問があり、構成市町村内で火災や風水害などで管理者に相談があった場合、減免するとの答弁に続き、個人持込料金300円の料金設定の根拠についての質問があり、当施設の熱回収施設5年間の経費の平均を計算すると、1キログラム当たり35円から39円となり、近隣20市町村の調査では、西多摩衛生組合では300円、三鷹のふじみ衛生組合では350円、東久留米市の柳泉園組合では380円、立川市では300円、また、許可業者は400円と設定されているなどの理由により、当施設では、個人持込300円、許可業者400円の設定をしたいとの答弁後、質疑もなく、西秋川衛生組合全員協議会は閉会となりました。

全員協議会に引き続き、西秋川衛生組合議会定例会が開催され、議長から、昨年11月の奥多摩町議会議員選挙により、私、原島幸次と宮野亨議員、澤本幹男議員3名が、西秋川衛生組合議員に就任したと報告と紹介の後、全議員出席による議会を開催する宣言がありました。議席の指定は、会議録署名議員の指名、1日の会期の決定があり、諸般の報告では、議長から、専決1件、議案7件について審議をお願いしたいとの発言の後、管理者から、平成28年第1回西秋川衛生組合議会定例会に出席の御礼と条例改正と補正予算、平成28年度予算の審議と23年度からこの3月まで熱回収施設の工事が行われているが、完了

まで注意を払って工事を行うほか、平成 28 年 4 月 1 日から、ペットボトルのリサイクルセンター稼働に向け、問題はないとの報告がありました。

次に、副議長の選挙では、議長から指名推薦があり、私、原島幸次が指名され、異議なく当選いたしました。

次に、専決第 1 号 専決処分した西秋川衛生組合の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認については、管理者から専決処分した報告があった後、事務局長から東京都人事委員会の勧告及び、あきる野市給与改定に伴い、条例の一部を改正したいことの報告及び承認について、地方自治法の規定により平成 27 年 11 月 27 日に専決したので、これを報告し、承認を求める説明と、附則として平成 27 年 4 月 1 日から適用する説明の後、質疑もなく採決した結果、承認されました。

次に、議案第 1 号 西秋川衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案について、管理者から、東京都人事委員会の勧告及び、あきる野市職員の給与改定に準じて、職員の勤勉手当を改正することから、規定を整備する必要があるとの説明の後、事務局長から、勤勉手当の改定について、率の改定等の説明と、附則として、平成 28 年 4 月 1 日から施行する旨の説明の後、質疑もなく採決した結果、可決されました。

次に、議案第 2 号 西秋川衛生組合廃棄物処理に関する条例の一部を改正する条例について、管理者から提案説明の後、事務局長から内容の説明があり、構成市町村内の一般廃棄物の搬入者及び構成市町村長の許可を受けた事業系一般廃棄物収集運搬業者の西秋川衛生組合へ搬入する廃棄物処理手数料並びに手数料の減免に関する規定を整備する必要があること、構成市町村内の一般廃棄物を搬入者は 10 キログラム当たり 300 円、構成市町村長の許可を受けた事業系一般廃棄物収集運搬業者は、10 キログラム当たり 400 円を徴収するほか、天災その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、または減免することができる。平成 28 年 4 月 1 日から施行する説明の後、質疑もなく採決した結果、原案のとおり可決しました。

次に、議案第 3 号 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、管理者から、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約を変更する提案説明があり、その後、事務局長から議員定数 10 人を 5 人に削減及び議員選挙の方法の変更について説明があり、質疑もなく採決した結果、原案のとおり可決しました。

次に、議案第 4 号 平成 27 年度西秋川衛生組合組織市町村負担金の変更については、総額で 500 万円減額の 10 億 5,606 万 6,000 円とするもので、当町は、41 万 3,000 円減の 1 億 1,730 万 8,000 円となり、質疑もなく採決した結果、原案のとおり可決しました。

次に、議案第 5 号 平成 27 年度西秋川衛生組合会計補正予算（第 3 号）では、管理者から歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 484 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 19 億 8,427 万 2,000 円とする提案、内容説明の後、質疑もなく採決した結果、

原案のとおり可決しました。

次に、議案第6号 平成28年度西秋川衛生組合組織市町村負担金については、総額で9億8,950万4,000円とする説明と、議案第7号 平成28年度西秋川衛生組合会計予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億2,540万2,000円と定めるとの説明の後、事務局長から、ごみ処理施設の負担金割合は、平等割10%、人口割30%、利用割60%とし、8億3,954万8,000円とし、し尿処理施設の負担金割合は、平等割5%、事業割95%とし、1億4,995万6,000円とする説明がありました。

次に、質疑では、手数料の1,000万円の根拠は、の質問では、新規であり想定額を計上したもので、補正をすることが考えられるとの答弁と、一般廃棄物処理費の5億円の減についての内容は、ごみ処理整備事業が終了したことが要因であるとの答弁があり、ごみ処理手数料の割合についての質問では、個人が3分の2、事業者が3分の1を見込んでいる、との答弁がありました。

次に、最終処分場の遮水シート破損の修理状況の質問では、4カ所の破損で2カ所は補修できているが、残り2カ所は現在調査中であり、3月に補修する予定であるとの答弁がありました。

次に、手数料の徴収方法について、現在委託している業者の委託費に含まれているので経費はかからないとの答弁があり、委託料の発注方法についてどのような方法で契約しているのかとの質問では、入札できる物件は入札し、特殊な委託は随意契約で対応しているなどの質疑応答があり、討論もなく採決した結果、原案どおり可決しました。

以上で、平成28年第1回 西秋川衛生組合全員協議会及び定例会の報告を終わります。長時間ありがとうございました。

○議長（須崎 眞君） 以上で、西秋川衛生組合議会の報告は終わりました。

次に、閉会中に総務文教常任委員会が開かれておりますので、その概要を総務文教常任委員長、高橋邦男議員よりご報告願います。

〔7番 高橋 邦男君 登壇〕

○7番（高橋 邦男君） では、議会閉会中に開催しました総務文教常任委員会の委員長報告をいたします。

本委員会は、2月5日午前10時より、本委員会委員6名と議会事務局職員2名随行的のもと、町指定管理施設の運営状況等を確認する目的で、管理施設のうち農林水産施設及び観光施設である4つの施設の経営状況等を含み、視察研修を行いました。当日は、4カ所の現場にて町観光産業課原島課長、神山観光商工係長、各施設管理者等から説明を受けました。

初めに、川井にあります丹縄亭では、指定管理者であり、株式会社キャニオンのハリスさんにより、この1年6カ月間の来店者数や売り上げ状況等の説明を受けました。平成27年度では、前年に比べ、キャニオリング等のツアー客より、カフェの来店客数が増えて

いるが、シカ肉等地産食材の安定供給が難しいこと、今後、冬季用の事業を計画していることなどの説明を受けました。

次に、白丸の特産物加工体験施設、ゆきのしたでは、アースガーデンオーナーの榎戸さんより、現在は8人雇用しているが、パワースポットを利用したイベント等を数多く企画するなどして、町外からの来客を増加させているなど、日夜経営努力をしていることの説明を受けました。

次に、大沢国際釣場では、東京トラウトカントリーの榎沢さんと酒井さんから、この2年間の入場者数は、月平均72名であること、そのほとんどが、キャッチアンドリリースの半日券を購入するお客であること、冬場の経営が厳しいこと等の説明を受けました。その後、レストランで、奥多摩では数少ないイタリアン料理を食べ、この食事だけでもお客さんが呼べるのではないかと感じたところであります。

最後に、青目立不動尊休み処では、多摩測地の実森さんより、平成26年度の大雪の影響を多く受けたこと、お客さんは、むかし道経由と、直接来店される客の数はほぼ同じであること、冬場4カ月の月平均客数は68名で、他の月の平均客数は400名であること、やはりここでも、冬場の経営の難しさで黒字経営は困難なこと等の説明を受け、午後2時に視察を終了いたしました。

財政状況の極めて厳しい当町においては、町有財産の有効活用を図るとともに、観光施設等であり、営業を行っている指定管理施設では、さらなる経営努力を強く望むところがあります。

○議長（須崎 眞君） 以上で、議会関係諸報告は終わりました。

お諮りします。会議の途中であります。ここで暫時休憩にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、午前10時55分から再開とします。

午前10時40分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（須崎 眞君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、本定例会の開会に当たり、町長より挨拶及び施政方針の表明があります。

河村 文夫町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） おはようございます。平成28年第1回奥多摩町議会定例会の開会に当たり、新年度の町政に対する所信を申し述べ、町議会並びに町民皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成28年は、私が町民皆様方から再度負託を受け、平成24年5月に3期目の町政を担

うことになってから4年が経過する任期の締めくくりの年であります。この間、私が町長の重責を円滑に果たすことができましたのは、町民の皆様、そして議員各位のご支援、ご協力のたまものであり、この場をおかりして、心から感謝を申し上げる次第であります。

さて、3期12年間で終了するわけですが、私が任期中に心がけてきたことは、町民の皆様が町政に何を求めているのか、どういう考えを持っているのか、私自身の肌で感じ、この町で暮らしている皆様が、安全で安心した生活を送ることができるよう、常にスピード感を持って、バランスのとれた行政運営と、自助自立の町政運営を行ってまいりました。また、多くの町民皆様や、関係団体などの参画をいただき、平成16年度に策定した平成17年度からスタートいたしました第4期長期総合計画に基づき、まちづくりを行ってまいりました。その第4期長期総合計画も、私の任期中である平成26年度に終了したことから、平成27年4月から、新たなまちづくりの指針として、第5期長期総合計画を多くの町民皆様や関係団体のご協力をいただき、策定したところであります。

このまちづくりの指針で、町の最上位経営計画であります長期総合計画を着実に推進するために、議員各位のご理解とご協力をはじめ、町民皆様との協働をいただきながら、率先垂範、不偏不党の精神をもって、この12年間、粉骨砕身邁進してまいりました。

この3期12年間で振り返ってみますと、私が就任以来、選挙公約でも掲げております第4期長期総合計画の5つの柱、1として、生涯を健康で楽しく豊かにささえあうまちづくり、2として、奥多摩〇(まる)ごと元気、3として、豊かな自然に育まれるまちづくり、4として、体験と交流のまちづくり「どうよ山の暮らし」、5として、自立してともに生きるまちづくりに沿った各種事業について推進してまいりましたので、私の思いを込め、具体的に今までの実績を説明させていただきます。

生涯を健康で楽しく豊かにささえあうまちづくり、健康・福祉分野では、急速に進む少子高齢化の対策を図るため、平成20年度に子ども・子育て支援推進条例を制定し、子ども・子育て支援推進事業など少子化対策を重点的に推進してまいりました。私は、この町の将来を担う子どもの支援を行うことは、高齢化対策や地域の活性化につながるとの思いから、重点的に施策を推進しております。

子ども・子育て支援推進事業は、町独自の子育て支援策として、保育料の全額助成や、小・中学校の給食費全額助成、中学生の制服等の全額助成、高校生の医療費全額助成及び通学費の全額助成、不妊検査、不妊治療及び不育治療の一部助成など15項目に及ぶものであり、この15項目は、国や都が実施していない子育て支援事業で、町の単独事業として実施してまいりました。

この子育て支援事業は、単純にお金のばらまきではなく、本当に支援を必要としている時期に義務を果たしている家庭に対し、必要な支援をその都度、子育て家庭に支援するもので、出産前から高校生まで、全ての子育て家庭が対象となる切れ目のない制度であります。

また、奥多摩町が誕生以来、子育て家庭より要望を受けておりました児童館につきましては、当町の実情を踏まえ、子どもたちが安全に安心して遊べる施設として、平成 23 年 4 月に、子ども家庭支援センターとして開設いたしました。この子ども家庭支援センターは、子ども・子育て家庭だけではなく、カフェも併設し、地域の住民皆さんのふれあいの場としても活用できると同時に、役場の出張所を兼ね備えた、古里地域の行政の核としても機能しております。

高齢福祉関係では、高齢者の方が安全に安心して住みなれた地域で暮らせるように、特に介護予防に力を入れており、単に寿命を延伸するだけではなく、健康寿命を延ばすための事業を推進してまいりました。また、緊急通報システムの設置、救急医療情報キットの支給、住宅改修給付、外出支援サービス事業などの事業に加え、高齢者見守り相談事業による相談や、戸別訪問を地域包括支援センターと連携し、きめ細かに実施してまいりました。

地域包括支援センターは、平成 18 年度に保健センター内に設置したもので、各種相談事業や戸別訪問を行い、相談者の多様な状況に的確に対応し、適切な専門機関やサービスにつなげるワンストップセンターとして、町民皆様に適宜利用されております。

医療機関では、奥多摩病院は町の医療機関の核として、奥多摩病院改革プランに基づき、土曜外来診療や平日午後外来診療を拡充したほか、青梅総合病院との病々連携や、平成 26 年度から、患者の利便性の向上を図るため、ワゴン車による送迎サービスも実施しております。

保健事業では、食育推進事業や先進的事業として、慶応大学との共同事業として平成 20 年度から遠隔予防医療相談事業を実施し、10 カ所で延べ 1,000 人近い皆様の参加をいただき、生活習慣病の予防に努めてまいりました。

次に、奥多摩〇（まる）ごと元気、生活・環境分野では、町民皆様の生活に欠かせない上水道や下水道、ごみ処理関係につきましては、長年の悲願でありました町営水道の都営一元化は、平成 21 年 5 月に、当時の石原都知事と私自身が、福社会館におきまして基本協定を締結し、平成 22 年度から都営水道一元化が実施されました。これにより、都営水道並みに施設を改善する経費等など、後年に係る経費約 68 億円が軽減されると同時に、給水の安全・安定性の向上が図れました。

また、長年の懸案事項でありました汚水処理事業につきましても、快適な生活環境の確保と、水道水源地として多摩川の水質保全に向けて全町の水洗化を図るため、国の地域再生計画の認定を受け、市町村設置型合併浄化槽事業と、公共下水道事業に着手をいたしました。平成 17 年度に流域下水道の編入手続が完了したことから、平成 18 年度から公共下水道事業に着手し、その後も順調に整備が進み、川井地区・大丹波地区・古里地区・棚沢地区の全部と氷川・海沢地区の一部が供用開始することができ、平成 27 年度には、全ての幹線の敷設工事が終了いたします。

ごみ処理施設につきましては、現在のクリーンセンターの焼却炉の老朽化に伴う建てかえや、最終処分場の問題などを解決するためには、新たな施設を整備する必要があり、これを建設した場合の試算では約 30 億円以上を要すると試算されましたが、あきる野市・日の出町及び檜原村で組織する西秋川衛生組合に加入することにより、負担金 7 億 6,000 万円でこの問題が解決できることから、西秋川衛生組合に加入し、約 22 億円の負担軽減が図られました。このように都営水道一元化の実現と、西秋川衛生組合に加入したことにより、今後発生すると見込まれていた約 90 億円に及ぶ膨大な歳出の削減と、町民皆様の安全・安心を図ることができました。

また、公設斎場の整備の要望に応えるため、単独設置では困難であることから、秋川流域斎場組合を構成する、あきる野市・日の出町・檜原村の同意や、日の出町の施設周辺自治会住民のご理解を得て、平成 25 年 5 月 1 日に正式加入することができました。これにより、個人の施設使用料も半額で済むことになりました。

次に、豊かな自然に育まれるまちづくり、教育文化分野では、過疎化の影響による少子化が進行する中、さまざまな課題や不安が出てきたことから、教育委員会、学校関係者、保護者、地域関係者などと慎重に議論を重ねた結果、平成 27 年 3 月に、古里中学校と氷川中学校を廃校し、新設校として奥多摩中学校を開校しました。これにより、従来の課題や不安を一掃することが図れたと考えております。

また、奥多摩教育の充実を図るために、小・中学校の個性化を推進し、教育の活性化を図るため町独自に補助金を設け、基礎学力を育む学校づくりや、特色ある学習の取り組み等の支援を行っております。

学校施設の関係では、小・中学校の耐震化工事や、教室の木質化工事を平成 19 年度から順次計画を行い、児童・生徒の安全対策及び快適な教育環境づくりを図っております。

青少年の関係では、神津島との交流事業を初め、オーストラリアへの海外派遣事業や、オーストラリア・ウイーンへの海外音楽交流事業などを推進してまいりました。

次に、体験と交流のまちづくり、どうよ山の暮らし、観光産業分野では、訪れる方の多様化するニーズに対応するための各種事業を展開しております。特に、観光の振興では奥多摩の観光の拠点施設であるはとのす荘の老朽化が進んでおりましたので、平成 25 年度から建てかえ工事に着手し、平成 27 年 5 月におくたまの風はとのす荘としてグランドオープンすることができました。このはとのす荘は、ツインの客室をメインとして、各客室に設置する浴室は、全て多摩川側に配置し、四季折々の景観が入浴しながら望めるのがセールスポイントとなっており、このはとのす荘が奥多摩観光の起爆剤となり、2020 年に開催される東京オリンピック・パラリンピックに訪れる外国人旅行者などの受け皿としても期待しております。

また、平成 19 年度から観光交流事業として、滞在型体験農園を核として、都市との交流を、日帰り型からリピート、滞在型へと転換するグリーンツーリズム事業を展開し、雇用

の創出や経済効果が出現、遊休農地の解消を図りました。また、環境と自然資源を生かした観光の推進事業として着手した、森林セラピー事業は、平成 20 年 4 月に、東京都で初となる基地認定を受け、平成 21 年 4 月に森林セラピー基地としてオープンし、各種事業を推進した結果、平成 26 年度末までに森林の癒しを求め多くの利用者が訪れ、その累計利用者数は 8,743 人となりました。

次に、自立してともに生きるまちづくり、行財政分野では、私が町長に就任以来、行政改革大綱に基づき、継続して確実に行政改革を実施することにより、簡素で効率的な、身の丈に合った行政運営を進めてまいりました。特に、職員関係につきましては、第 4 期長期総合計画スタート時の平成 17 年度では、142 人いた職員を、平成 26 年度には 126 人とし、11%の職員を削減し、おおむね 7 億円程度の縮減を行いました。

財政関係では、平成 17 年度末に、約 41 億円あった一般会計の起債は、平成 27 年度末に 24 億 8,000 万円と 16 億 2,000 万円を減額し、実質公債費比率も、17%から 6.3%と、マイナス 10.7 ポイントと大きく改善しております。また、町の貯金であります基金の状況ですが、平成 17 年度の基金残高は 13 億円でしたが、平成 27 年度末の基金残高は約 32 億 4,000 万円と、大幅に基金を積み上げ、約 20 億円の増額となりました。

次に、奥多摩創造プロジェクト、奥多摩創造プロジェクト関係では、過疎化による急激な少子高齢化に対応するため、奥多摩創造プロジェクトを設定し、その対策を推進してまいりました。このプロジェクトは、第 4 期長期総合計画の戦略的な取り組みとして、定住化対策、少子・高齢化対策を重点的に推進したものでございます。

特に、定住化対策では、「奥多摩に住みたいが住む場所がない」、「相談する場所がない」という声に対し、新たに定住応援総合窓口を設置し、相談者に丁寧の説明のほか、町営若者住宅の整備、分譲地の整備、空き家バンク・若者空家バンク事業、いなか暮らし支援住宅の推進や若者定住応援補助事業の制度化を図りました。私は、若者が町に定住するためには、さまざまな事情や状況があると思いますので、多面的な検討を行い、町営若者住宅については、入居制限はありますが若者家庭が低廉な家賃で住めるように設定し、分譲地についても安価に設定をいたしました。若者が定住する仕組みとして、若者世帯が住宅を建てられるように、若者定住応援補助制度を制定し、家の購入・改築などに 200 万円の補助や利子補給を行うことにより、一人でも多くの若者世代が町に暮らせるよう支援してまいりました。

ただいま、私が町長に就任してからの第 4 期長期総合計画に係る主要な成果と実施事業の概要を報告させていただきましたが、私たちがまいた種が芽を出し、大きく健やかに成長してまいりました。一番必要なことは、今後その健やかに成長した芽を枯らさずに、大きく育てることです。

私が町長に就任してからの 3 期目は、第 4 期長期総合計画が終了し、今まで培ってきたものを、さらに将来につなげる大事な時期でありました。そのようなことから、私自

身が先頭に立ち第4期長期総合計画を評価し、奥多摩町を取り巻く厳しい状況を把握し、町民皆様と協働し、今、何が求められているのか。今、何をなすべきなのかという視点に立ち、第5期長期総合計画を町民皆様と策定してまいりました。第5期長期総合計画の各種施策は、これから奥多摩町が成長する肥やしであり、また、大きな果実として収穫するまでの手段であると考えております。

そのような意味では、私たち職員みずからが第5期長期総合計画の基本構想の趣旨を十分に理解し、町民皆様、職員が、この奥多摩町に住みたい、住み続けたいと思えるようなまちづくりを共同で行い、奥多摩に住みたい方を一人でも多く受け入れ、第5期長期総合計画の将来像、人 森林（もり） 清流 おくたま魅力発信！～住みたい 住み続けたい みんなが支える癒しのまち 奥多摩～を実現するため、各施策を実施するものであります。特に、今喫緊に対応しなければならない課題は、高齢化率が48%を超え、約二人に一人が65歳以上であり、地域によっては子どもがいないという状況の中、町民皆様が安全に安心して暮らせる環境が当たり前になることであります。

私自身は、高齢化対策や地域のコミュニティーの活性化対策が非常に重要であり、一番の課題であると考えております。この高齢化対策をどのようにするかでございしますが、高齢者を支える人材がいなければ、その地区の未来はありません。私は、高齢化対策や地域の活性化のポイントは人だと考えております。このようなことから、若者定住化対策が今後も最重要課題であり、第5期長期総合計画では、奥多摩創造プロジェクトを、引き続き奥多摩町の重点プロジェクトと位置づけ、定住化対策と少子化対策を全庁挙げて推進しているところであります。

特に、住みたい方が住めるようにと、現在総合相談窓口を設け、各種サービスの紹介や町営若者住宅、分譲地、いなか暮らし支援住宅、若者用空き家バンク等の整備、若者定住応援補助金の相談などを随時対応しております。町内での子育て環境は日本一と自負しておりますが、今ご説明した定住化対策のほか、町独自事業である子ども・子育て支援推進事業の15項目を引き続き継続するほか、母子保健事業や子ども家庭支援センター事業、奥多摩教育の充実を図り、町内の子育て家庭の安全・安心を図り、子どもたちが健やかに育つまちづくりを総合的に推進してまいります。

このような事業を重点的に行うためには、平成26年度には少子化・若者定住化担当主幹を配置してまいりましたが、今ご説明した若者定住化を一層推進するために、平成28年度より、後ほどご審議を賜りますが、若者定住化対策室を設置し、ここを中心として全職員が一丸となり、若者定住対策を行います。また、昨年度から設置いたしました定住サポーターが、自治会に出向き、町民皆様と一体となり、さらに奥多摩町の定住化対策を推進してまいります。これは繰り返しになりますが、高齢化対策や地域の活性化対策につながるものであり、非常に重要な施策と考えており、このような対策をすることが奥多摩町の高齢化対策、地域活性化対策につながり、地域の安全・安心に絶大な効果があるものと考え

ております。

次に、まち・ひと・しごと創生法に係る総合戦略関係でございますが、この総合戦略につきましては、議会最終日閉会后、全員協議会で詳細について説明をさせていただきますが、概要について一言申し述べます。このまち・ひと・しごと創生法に基づき、国が定めた総合戦略においては、基本的な考え方や政策5原則として中立性・将来性・地域性・直接性、結果重視が示されており、これを踏まえ、町では奥多摩町総合戦略として策定しております。総合戦略を策定するに当たり、推進組織として協議会を設置することが必要となっていることから、町民皆さんを始め、産業界、行政関係、教育関係、労働団体、メディアなど、いわゆる産官学金労言の参画が必要であることから、当町においても各団体の代表者に参画をいただき、昨年9月より検討をいただいたところであります。

この推進協議会において、総合戦略の原案及び人口ビジョンの案が、去る2月に私に報告されました。これを踏まえて、役場庁舎内で組織する奥多摩町総合戦略策定本部で、最終決定をいたしました。この総合戦略では、国の政策5原則や目的を踏まえ、4つの基本目標を設定しております。基本目標1は、奥多摩町の地域資源を最大限に活用し、雇用に結びつける、2としては、奥多摩町に住みたい・住み続けたい人を積極的に受け入れる、3は、奥多摩町の定住環境を整え、結婚・出産・子育ての支援を行う、4は、奥多摩町その魅力ある地域をつくり、安心・安全な生活空間を創設するであり、第5期長期総合計画と連携し、推進することにしており、これらの施策を実施することにより、平成60年の将来人口を2,060人と設定しており、国立社会保障・人口問題研究所の推計値1,282人に比較し、約770人を増加することとしております。これは合計特殊出生率を目標年度には2.07に設定し、かつ、これから5カ年で定住化対策を行うことにより、将来人口を増加させるというものであります。特に年少人口につきましては、目標年度の推定値55人から255人にするなど、人口構成比率の改善を目指すものであります。このように、早急に少子高齢化対策に取り組まなければ、奥多摩町は大変なことになってしまいますので、まさに、ここが正念場であり、重要な時期であります。私は、今まで築き上げてきたものを基本に、今後も町民皆様の安全・安心を守るまちづくりを推進し、住みたい方、健康で安心して住める町を継続できるよう、尽力いたす所存でございます。

次に、町を取り巻く国との行財政状況につきまして申し上げます。国の動向でございますが、2月25日に政府から発表されました月例経済報告によりますと、「景気はこのところ一部弱さが見られるが、緩やかな回復基調が続いている」と報告され、さらに、「個人消費は、総じて見れば底堅い動きとなっている、雇用状況は改善している、消費者物価は緩やかに上昇している」などと報告されており、さらに先行きについては、雇用・所得環境の改善傾向が続く中で、各政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待される。ただし、海外経済で弱みが見られており、中国を初めとするアジア新興国や資源国等の景気が下振れし、我が国の景気が下振れされるリスクがある。こうした中で、海外経済の不

確実性の高まりや、金融資本市場の変動に留意する必要があると報告されております。

政府は、大震災からの復興を加速させるとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現していく。このため、経済財政運営と改革の基本方針 2015、日本再興戦略改訂 2015、規制改革実施計画及び、まち・ひと・しごと創生基本方針 2015 を着実に実行し、総合的な T P P 関連政策大綱、一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策、並びにこれらを踏まえた平成 27 年度補正予算を、迅速かつ着実に実施するとともに、平成 28 年度予算及び関連法案の早期成立に努める。これらにより、好調な企業収益を、投資の増加や賃上げ・雇用環境のさらなる改善等につなげ、地域や中小・小規模事業者も含めた経済の好循環のさらなる拡大を実現するとしております。

また、政府は、1 月 22 日に平成 28 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度、2 月 5 日に産業競争力の強化に関する実行計画 2016 年版を閣議決定いたしました。日本銀行は、1 月 29 日、2 パーセントの物価安定目標の実現のため、マイナス金利付き量的・質的金融緩和の導入を決定しました。日本銀行には、経済・物価情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を実現することを期待するものであります。

次に、補正予算関係であります。政府は、2 月 20 日に総額 3 兆 3,213 億円の平成 27 年度補正予算を成立させ、一億総活躍社会の実現に向けて、緊急に実施すべき対策等に 1 兆 1,646 億円を計上いたしました。

そのうち、アベノミクス第 2 の矢関連では、希望出生率 1.8 に向けた取り組みや、アベノミクス第 3 の矢関連では、介護離職ゼロに向けた取り組みなどを計上しております。また、アベノミクスの果実の均てんによる消費喚起・安心の社会保障として、年金生活者等支援臨時給付金を計上しております。町においても、年金生活者等支援臨時給付金につきましては、給付に向け現在準備をしているところであります。

次に、国の平成 28 年度予算であります。高齢化で社会保障費が膨らみ、一般会計総額は 96 兆 7,218 億円と、平成 27 年度当初予算と比べ 3,798 億円、0.4%増加し、4 年連続で過去最大を更新しております。新規国債発行額は 7 年ぶりの低水準に抑えておりますが、政策経費は 73 兆 1,097 億円と過去最大で、医療、介護などの社会保障費も 31 兆 9,738 億円と過去最大を更新しております。ただし、診療報酬のマイナス改定など平成 27 年度当初予算からは 5,000 億円未満の伸びに抑え、今後 3 年間で自然増を 1 兆 5,000 億円程度とする財政計画の抑制目標の範囲内におさめております。

安倍政権が抱える一億総活躍社会の実現に向けた政策では、保育の受け皿や介護施設の拡充などに、約 2 兆 4,000 億円を盛り込んでおります。また、公共事業費などは、おおむね横ばいではありますが、地方交付税交付金は減額されております。税収は、景気回復に伴う法人税収や所得税収などの伸びで、バブル期の 3 年度以来の高水準となる 57 兆 6,040 億円を見込んでおり、基礎的財政収支の赤字は約 10 兆 8,000 億円と 9 年ぶりの低水準となり、新規の国債発行額は 34 兆 4,320 億円とし、平成 27 年度当初からは、約 2 兆 4,000 億

円減らし、歳入に占める国債の依存度は 2.4 ポイント減の 35.6%と、平成 20 年度以来の水準に改善されております。

次に、東京都関係であります。東京都は、1 月 15 日に 2016 年度予算原案を発表いたしました。平成 28 年度予算編成の基本的な考えは、世界一の都市の実現に向けた取り組みを加速化し、進化させ、力強く前進させる予算として、一般会計は 7 兆 110 億円で、前年度比 590 億円、0.8%の増となりました。東京都の予算は 4 年連続で増加しており、7 兆円台は 93 年度以来 23 年ぶりとなります。特に、東京都長期ビジョンに掲げた施策に、1 兆 2,468 億円を計上し、五輪大会の成功とその先のレガシー創出に向けた取り組み、都民生活の質の向上や経済成長を支える取り組みなどに重点的に投入されております。

歳入では、都税収入は、企業収益が堅調に推移したことから、前年度比 3.7%増の 5 兆 2,083 億円となり、5 年連続の税収増となり、バブルが崩壊して以来初めてとなります。都債の発行額は、前年度比 -21.4%の 3,533 億円とし、将来世代の負担を考慮して発行額を抑制するとともに、今後の人口構造の変化や社会資本ストックの維持更新需要を見据え、発行余力を残しております。起債依存度は 5%で、前年度比 1.5 ポイント低下し、低い水準を維持しております。歳出では、公債費などを除く政策的経費の一般歳出は、前年度比 4.8%の 5 兆 933 億円となりました。予算編成で力を入れた部分について、舛添東京都知事は、会見で五輪準備や観光、中小企業対策、社会保障などを挙げております。また長期ビジョンに掲げる事業に重点投資をしたことも、来年度予算の特徴であります。

これらの東京都の歳出予算の中で、とりわけ総務局が所管する市町村総合交付金は、平成 27 年度は 483 億円が交付され、平成 28 年度においては、さらに 7 億円が上積みされ、490 億円が計上されております。しかしながら、原案では、市町村総合交付金等は減額されておりましたので、東京都市長会会長である羽村市の並木市長、町村会の会長であります私と、舛添知事宛ての要望書を秋山副知事に直接手渡し、「住民に身近な地方政府として、暮らしに直結する喫緊の課題を真摯に対応してきたが、子育て支援や高齢者福祉施策などのさらなる充実、地域経済の活性化に向けた取り組みの強化など、行政ニーズはますます多様化し、増加の一途をたどっている」と説明し、「国の不合理な偏在是正措置など多摩地域の市町村財政を取り巻く環境はより一層厳しくなっており、健全な行財政運営のための不断の努力も限界に達している」と訴えて結果、7 億円の復活であり、制度創設以来 11 年連続して伸びているものであります。

この市町村総合交付金は、町の財政運営の根幹を支えるものであり、少子高齢化が進み税金などの収入の増加が見込めない町にとっては、非常に重要なものでありますので、今後も東京都町村会などを通じて、強力に要望してまいりたいと考えております。

次に、町の平成 28 年度予算の基本的な考え方について申し上げます。過疎化により少子高齢化が進行し、高齢化率は 48%を超える中、町財政における自主財源である税収は、平成 19 年度以降、9 年連続して減少する見込みであり、地方交付税についても、地方自治体

に配分される出口ベースで前年度より減額される見通しであることから、積立基金については、これまで順調に伸びているものの、予定されている大型事業や下水道事業の起債に伴う本格的な償還を控え、平成 28 年度の財政状況も極めて厳しい状況にあると言えます。平成 28 年度は、第 5 期長期総合計画がスタートして 2 年目の重要な年であり、第 5 期長期総合計画の重点施策であります奥多摩創造プロジェクトを実施するため、限られた人、財源の中で創意工夫をし、町民皆様が何を望み、何を優先すべきかを選択するため、従来実施してきた施策の評価を行い、個々の事業については、毎年度の実施計画時に、費用対効果の面からも厳しい見直しを行い、歳出全般の効率化を図るとともに、予算の執行については関係法令等にのっとり、適正かつ迅速に行うことが必要であると考えております。

平成 28 年度予算は、以上の基本的な考え方に立ち、1 つとして社会経済状況を見きわめ、限りある財源を計画的、重点的に配分して、住民福祉の増進と少子化、若者定住化対策をさらに推進し、個性的で魅力のある地域社会を将来にわたって持続させるための長期総合計画おくたま魅力発信計画の実現を目指します。

2 として、成果を重視した行政改革の推進、時代に対応して柔軟な行政組織と職員の育成並びに費用対効果を含めた事業全般の事後検証の強化と制度や事務事業の必要性や、有益性を吟味し、必要な見直し・再構築を図るなど、身の丈に合った健全で堅実な行政運営を推進します。この 2 つの基本的な考え方に沿って、予算を編成いたしました。

歳入の主な構成であります。都支出金が 25 億 9,598 万円、構成比で 41.8%、前年度比 3.6%の増となっており、内水面漁業環境活用施設整備事業費補助金 4,300 万円の増、観光施設整備等補助金 1,800 万円の増、市町村土木費補助金 1,700 万円の増と、それぞれ増額となっており、都支出金全体では 9,100 万円の増額となっております。地方交付税は 14 億 6,500 万円で、構成比率 23.6%で、前年度比 0.8%の減であります。国予算の縮減率を考慮し、500 万円を減額しております。町税が、7 億 2,324 万円、構成比で 11.6%で、前年度比 2.6%の減となっており、前年度に比べ法人税割、軽自動車税、鉱産税、入湯税は増額を見込んでおりますが、その他の税目では、納税義務者及び所得の減、土地価格の下落や新規設備投資の減などにより、町税全体では 1,900 万円の減額となります。全体では、このように町の歳入の 65%を国の地方交付税と東京都の支出金で占めており、自主財源である町税の 11.6%を大きく超えております。

次に、歳出の主な構成ですが、土木費 12 億 2,792 万円、構成比 19.7%、前年度比 0.6%の増、補助事業及び町単独道路新設改良事業費が 7,700 万円の増、棚沢地内若者住宅建設事業が 7,100 万円の増となっております。また小丹波地内若者住宅建設事業費は 1 億 7,200 万円の減となっておりますが、土木費全体では 700 万円の増となります。

次に、民生費 11 億 4,005 万円、構成比率 18.3%で、前年度比 5.9%の増であります。臨時福祉給付金事業 1,800 万円の増、保育所措置費が 1,600 万円の増、また、少子化・定住化対策事業は、いなか暮らし支援住宅改修工事が 1,000 万円の増や、若者定住応援補助金

他助成金が 1,400 万円の増であり、民生費全体で 6,300 万円の増額となっております。

次に、総務費ですが、9 億 853 万円、構成比 14.6%で、前年度比 3%の増となっており、新規に災害対策用職員住宅長畑第 2 の建設事業は 3,300 万円の増、各種システム更新・改修に係る電子計算開発費で 2,300 万円の増、町長及び参議院議員選挙費で 1,800 万円の増があり、総務費全体で 2,600 万円の増額となっております。

一般会計は 62 億 2,000 万円となり、昨年度より 1 億円減となりますが、3 年連続で 60 億円超の予算規模となりました。特別会計では、下水道整備事業が終了したことにより、前年から 8 億 4,700 万円を減額し、4 億 7,400 万円となり、前年度比 64.1%の減となります。一般会計・特別会計・企業会計を合計しますと、前年度から 9.1%減の 94 億 4,770 万円となり、前年度比 9 億 4,950 万円の減額となります。

次に、平成 28 年度の主要事業について申し上げます。第 5 期奥多摩町長期総合計画の施策の大綱に沿って、奥多摩町の平成 28 年度予算案で、特に重点としている施策や新規事業についてご説明申し上げます。

第 1 章、みんなが支えるほっとなまちづくりとして、誰もが元気で健康に暮らせる地域づくりでは、生涯を健康で暮らすためには疾病予防が重要なことから、保健推進活動事業、定期予防接種事業、各種検診事業、森林セラピー健康づくり事業等のほか、新たに食育推進サポーターの会を設置し、各種食育推進事業を推進してまいります。

次に、安心して子どもを産み育てる地域づくりでは、私は、町民皆様が生涯を健康で安心して暮らせるため、出会い、結婚、出産、子育て・子育てまでのきめ細やかな支援を一体的に行っています。このような観点から、町では他の市町村よりも早く、不妊検査、不妊治療、不育症の治療などの助成制度も設けております。また、誰もが元気で健康で暮らせるための各種健診、健康づくり事業や生涯生きがいを持って暮らせるための高齢者や障害者の支援事業を率先して取り組んでおります。また、高齢化率が 48%を超え、超少子高齢化が進行し、地域によっては地域コミュニティの活力が低下するなど、問題も顕著化していることから、私は、少子化対策が高齢化対策になるとの思いから、子育て支援を実施するため、子ども・子育て支援推進事業の 15 項目である保育料の全額助成、小・中学生の給食費全額助成、高校生までの医療費全額助成、高校生の通学定期全額助成等を引き続き推進してまいります。

また、全国では児童虐待など悲惨な事例も多く聞きますが、私は、児童虐待を未然に防ぐためには、子育て家庭の保護者の相談・支援を行うことが重要であることから、子ども家庭支援センター事業をさらに充実し、地域の子ども・子育て支援の充実を目指すものであります。

次に、高齢者が生きがいをもって暮らせる地域づくりでは、臨時福祉給付金事業や低所得者高齢者在宅生活支援事業を推進するほか、奥多摩町高齢者福祉計画・第 6 期介護保険事業計画を基本に、目標年度である平成 37 年を見据えて奥多摩町の地域特性を踏まえた地

域包括ケアシステムの構築を着実に進め、高齢者を初め、今後高齢期を迎える町民が生き生きと元気に暮らせるよう、生きがい・社会参加の促進、健康づくり、介護予防の推進を進めるとともに、安全・安心に暮らせるよう、地域福祉の推進や介護保険事業の円滑な運営などを進め、さまざまな取り組みを計画的に進めてまいります。また、高齢者見守り相談事業、外出支援サービス事業などを推進し、高齢者が生きがいをもって安心して暮らせる地域づくりを推進いたします。

次に、障害者が自立して生活できる地域づくりでは、新たに精神専門相談事業や、心の健康対策事業を推進するほか、第4期奥多摩町障害福祉計画に基づき、障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援及び入所等から、地域生活への移行等に関する事項について目標を定めるとともに、サービス提供体制に関する必要量の見込み等を定め、共生社会の実現に向けて、地域の人々のニーズを踏まえながら、障害福祉施策をより一層推進していくものであります。また、相談体制の充実や町単独の福祉手当給付事業や、障害者総合支援事業などを引き続き推進してまいります。

次に、心のぬくもりと絆を持ち続けられる地域づくりでは、町民との協働による地域の活性化を推進するために、町制施行60周年記念事業で決定した奥多摩町イメージキャラクターわさびを今年2月に商標登録することができましたので、この4月より規定を設け、営利・非営利に関係なく、事業者や地域へ貸し出しを行い、積極的にわさびを活用し、地域の活性化につなげてまいります。また高齢者・障害者が安全で快適な生活を送れるよう、誰もが安心して利用できる道路や施設等の基盤整備、町内の移動手段の確保など、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを推進するため、人にやさしい道づくり事業や福祉モノレールを推進いたします。また、地域で支え合いながら安心して暮らすことができるよう、地域における医療支援体制を構築するため、弾力的に活用できます地域ささえあいボランティア事業をさらに普及啓発し、奥多摩型のきめ細かいサービスに努めてまいります。

次に、第2章、やさしさ ふれあい 人と自然として、自然とともに歩むまちづくりでは、環境型社会形成を先導するまちづくりや、農産物も含めた生態系・生物多様性の確保を図るほか、社会基盤の維持整備のために、先進的な施策・事業展開とともに、町ならではの環境を大切にし、自然とともに歩むまちづくりを町外に向けて発信してまいります。

特に、森林の間伐事業を行う多摩の森林再生事業や枝打ち事業を行う水の浸透を高める枝打ち事業を充実し、これらを木質バイオマスとして活用し、奥多摩温泉もえぎの湯の燃料とすることにより、木質資源の循環に寄与してまいります。

下水道事業は、平成27年度をもって完了し、計画した全ての地域が28年度から下水道の供用を開始され、これにより全町の汚水処理が公共下水道か市町村設置型合併浄化槽になりますので、各家庭で1日でも早く接続することにより、水質等の保全が図られるものがあります。

機能的な道路の推進では、一付線、松葉穴沢線、白丸丸の内西線、南平熊沢線、坂下中井戸線、高畑天神林線等の整備を実施いたします。

次に、だれもが住みたくなる心かようまちづくりでは、今年で2年目となる元気なまちづくり推進事業を充実し、町民が主体となった活動の支援により、コミュニティの活性化や新たなまちづくり事業を推進します。また、地域の元気は、女性が活躍することが必要不可欠であることから、新たにワークライフバランスなどの普及啓発を行うために、男女共同参画社会講演会を計画いたします。

次に、消防団については、団員数が減少する中、仕事などの関係で町外へ転出しても郷土愛の観点から引き続き団員として、自家用車などで訓練に参加していただくなど、献身的な活動を続けている消防団員のために、報酬などを増額改定いたします。また、消防力の充実を図るため、防災行政無線のデジタル化や小型動力ポンプなどの消防資機材の充実を図ります。

次に、現在問題が顕著化している空き家対策であります。空き家対策は防犯・防火対策はもとより、その活用により地域を活性化させるものであり、早急に空き家対策を行うことが若者の定住化対策につながるものと考え、平成27年度において町職員から成る定住サポーターを設置、自治会と協働で空き家の調査を行い、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の地方創生先行型の補助を活用し、空き家調査活用システムを構築しましたので、今後そのシステムをもとに、さらに空き家対策に力を入れてまいります。

次に、第3章、町の中と外から関心を持たれる教育のまちづくりとして、みんなでチャレンジする生涯学習のまちづくりでは、放課後子ども教室、チャレンジおくたまを充実させ、放課後の子どもの居場所づくりと指導者の生きがいづくりを推進してまいります。

また、地域間の青少年等との交流やホームステイによる生活体験等を通し、相互理解を深めるとともに、伝統・文化等を肌で感じ取り、広い視野を持った中学生及び高校生リーダーを育成するため、海外派遣事業や、神津島洋上セミナーや、海外音楽交流派遣事業を実施します。また、荒川区と奥多摩町の小学生の体験交流事業費を今回新たに計上いたしました。

次に、豊かな能力と強い心を育むまちづくりでは、奥多摩の手厚い教育支援策などや、質の高い奥多摩教育を年4回発行の奥多摩の教育やホームページ等を活用し、町内外に発信しております。

また、児童・生徒が充実した小・中学校生活を送れるよう、教育環境の充実を図るため、タブレット端末の整備を図り、これまでのパソコン教室からタブレット端末にかえることで、小学校からの一体的なICT教育をさらに推進してまいります。

また、平成22年度から、西多摩地域教員公募により奥多摩教育を理解し、意欲のある教員を確保し、時間外を含めた熱心な補習授業等で、特に、中学校では全国学力テストで、全国平均を大きく上回る結果となったことから、基礎学力を育む学校づくり交付金をさら

に増額し、特色ある教育活動を展開してまいります。

次に、誰もがスポーツ活動に参加するまちづくりでは、子どもの体力向上を図るため、平成 27 年度に導入した「ボッチャ」を中心に子どもたちが楽しんで参加できるスポーツ教室を開催いたします。また、今年度は町民体育祭の年となりますが、地域の実情などを考慮し、実行委員会で奥多摩町にあった体育祭を検討していただき、多くの町民皆様楽しんで参加をいただけるようにしたいと考えております。

次に、伝統と先進の文化・芸術にあふれたまちづくりでは、貴重な文化財の映像などを保存するために、初期に撮影した VHS テープの映像をデジタル化する経費を新たに計上いたしました。また、町の伝統芸能を次代に確実に継承するため、文化財資料整備委託を実施し、指定文化財等整備事業補助金等を充実してまいります。

また、各種団体の活動を支援し、あわせて芸術家等と連携し、芸術文化の振興を推進するため、奥多摩アートフェスティバル「おくてん」を推進いたします。

次に、第 4 章、みんなの力がつながる観光・産業づくりとして、町民が元気になる交流観光づくりでは、過疎化による少子高齢化が進行する中で、観光客は年間 170 万人を超え、観光が及ぼす地域経済への波及効果が大きいことから、観光ビジョンが目指す町民が楽しく暮らせるまちを基本理念に観光づくりの推進を図ってまいります。

奥多摩の観光の動向ですが、近年では外国人観光客は増加していることから、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の地方創生先行型を活用し、町内 5 駅周辺に W I F I（ワイファイ）を設置しました。これは、2020 年の東京オリンピック・パラリンピックに向けた取り組みの 1 つであり、さらに、今後のインバウンド対応を図るため、観光案内所に英語対応スタッフを配置するために、観光案内所の補助金を増額いたしました。

次に、奥多摩観光の拠点施設のはとのす荘につきましては、オープンして 2 年目となりますが、周辺地域と一体となった活性化が必要であることから、周辺整備も視野に入れた展開を図ってまいります。

多くの観光客が訪れる町は自然環境にふさわしい清潔な印象を持たれるように、観光地で一番使用される観光施設であるトイレを日本一きれいなトイレとして、毎年継続的に整備しており、大沢駐車場に新たに設置するほか、川井・鳩の巣・白丸駅トイレの機能アップのための改修工事を行います。

次に、奥多摩ならではの地域産業の推進では、町の面積の 94% を占める森林ですが、産業構造の変化から林業の担い手がなく、手入れが行き届かない山林もいまだに多くあることから、多摩の森林再生事業による間伐事業や、新たに始まる水の浸透を高める枝打ち事業、さらには伐採された木材の有効利用を図るため、木質バイオマス利活用システムとして、木材の搬出を促進する木質バイオマス推進事業を充実し、木質資源の有効を図ってまいります。

また、地場産業の振興では、新たにワラビ栽培管理業務委託などを計上しております。

そのほか、わさび、奥多摩やまめなどの振興のほか、治助イモを特産品として流通できるように事業を推進し、今年度には多くの皆さんに提供できるものと考えております。わさび栽培につきましては、高齢化が進行し、遊休農地が増加していく一方、新たにわさび栽培を希望する方がいることから、わさび田の現況調査を行い、今後、計画的にわさび田の活用を図るよう推進してまいります。

さらに、ジビエ料理として期待される鹿肉についても、食肉加工施設を委託している一般社団法人小内振興財団と一体となり、特産品として活用できるよう推進してまいります。このような特産品を奥多摩のイメージキャラクターわさびーと連携し、奥多摩ブランドとして親しまれるように情報を発信してまいります。

次に、観光・産業づくりを推進する力の強化では、観光・産業づくりの推進やイベントを実施する上では、関係団体と連携することが必要不可欠であることから、一般社団法人奥多摩町観光協会を通じ、観光従事者の研修会や観光ガイドの活用・後継者の育成を図ってまいります。また内水面漁業環境活用施設整備事業として、町内釣場のインバウンド対策としてインフォメーションシステムの整備を行います。

次に、第5章、町民と行政がともに考え、ともに築く、住みよい・住みたいまちづくりとして、官民協働による定住対策とまちづくりでは、若者の定住化対策が高齢化対策や地域活性化対策につながることから、新たに若者定住化対策室を設置し、今まで以上に若者定住化対策に特化した施策を推進し、住みたい方が住めるようにマッチングするため、子育て支援・定住応援総合窓口を充実いたします。また、平成28年度には小丹波地内に町営若者住宅を3棟4戸、棚沢地内に1棟3戸を建設し、合計4棟7戸を整備する予定であります。

このほかに、空き家を活用した、いなか暮らし支援住宅の事業も引き続き推進してまいります。このいなか暮らし支援住宅は、空き家の所有者のご理解、地域住民皆様のご理解がないと推進することが難しいことから、奥多摩町空き家等活用促進事業交付金を制度化し、空き家が利用しやすい状況をつくりました。また、地域住民皆様と協働して定住化が推進できるように、定住サポーターをさらに充実し、町職員と住民皆様、自治会と連携して空き家対策を講じ、定住化対策を重点的に図ります。また、計画的な土地利用を図れるため、引き続き地籍調査を推進してまいります。

次に、町民と職員のパートナーシップの増進をするため、元気なまちづくり委員会を中心に、町民皆様が自由闊達な発想で企画提案できる仕組みをつくり、町民皆様のまちづくりの参加を促進いたします。

次に、成果を重視した行政改革の推進では、第4次行政改革大綱に基づき、この大綱のキャッチフレーズ「量から質への転換を目指した「しごと・ひと・しくみの改革」」を推進すると同時に、職員全員が知恵を絞り、町民皆様が求める行財政サービスを充実できるように取り組んでまいります。しかしながら、全国的な少子高齢化を迎え、人口減・高齢化

により税収等は期待しにくい中、社会保障費や庁舎を初め、各種施設の老朽化による新たな需要など歳出増が避けられない状況であります。少子化・若者定住化対策を重点的に講じることにより、生産年齢人口が増加し、税収の増、地域の安全・安心が図れるものと確信しております。

次に、身の丈にあった健全な財政運営の推進では、厳しい財政状況を踏まえ、計画的かつ効率的に事業を推進するとともに、毎年各種事業を見直し、自主財源の確保や事業の費用対効果を勘案し、財政運営に取り組むため、財政フレームを見越した計画づくりを実施いたします。そのため、庁舎建設基金などを初め、計画的に基金を積み立ていきます。また、新たな財源として、さらなる、ふるさと納税のPRの促進も図ってまいります。

次に、第1回奥多摩町議会提案案件についてご説明申し上げます。

平成28年第1回町議会定例会に提案します案件につきましては、専決処分の承認1件、条例の一部を改正する条例21件、規約の一部を改正する規約2件、訴えの提起1件、町道路線の認定1件、工事件5件、平成27年度の一般会計、特別会計、企業会計の最終補正予算案8件、平成28年度の一般会計、特別会計、企業会計、全会計8件の当初予算案8件でございます。

以上、47件と大変多くの案件となっております。これら具体的な議案の内容につきましては、副町長を初め所管の課長からご説明をさせていただきます。いずれの議案につきましても、町の事務事業を執行していく上で必要不可欠な議案でありますので、ご審議を賜りご決定をいただくようお願い申し上げます。

終わりに当たりまして、冒頭で申し上げましたが、多くの町民皆様から負託を受け、3期12年間、町政運営に全力投球してまいりました。

この3期12年間では、1つの節目であります第4期長期総合計画が完了し、その計画に記載しておりました重要な事業は、おおむね達成できたものと考えております。私は、町長になってから常に考えてきたことは、町民皆様の目線に立ち、常に町民感覚で、スピード感をもって、バランスのとれた行政運営と自助自立の町政運営を行ってまいりました。第4期長期総合計画では、奥多摩の魅力を高めるためには、都市部に負けないインフラ整備をすることが必要であることから、この豊かな自然環境を破壊せず、共存したインフラ整備をしてまいりました。

その結果、生活環境施設として、生活の根幹であります上水道の都営水道一元化、下水道の整備、クリーンセンターの廃止など、保健福祉施設として、子ども家庭支援センター、障害者地域活動支援センターなど、教育文化施設として給食センター、小・中学校の木質化など、観光施設としては、はとのす荘の改築を初め、おくたま海沢ふれあい農園、森林セラピー基地ロード、食肉処理加工施設、もえぎの湯木質バイオマスボイラー施設など、定住化対策では、町営若者住宅やいなか暮らし支援住宅など町に調和した施設整備を推進してまいりました。

このような施設整備事業だけではなく、この町の将来を担う子どものために、奥多摩の教育の充実や子育て支援策を重点的に進め、日本一の子育て支援策を推進してきたと自負しております。

私は、この町には未来に誇れる財産が多くあると考えております。それは、奥多摩町に暮らす住民皆様、すなわち「ひと」であり、水の源である「森林（もり）」であり、地域の「絆」であります。これらは、都市部にはない奥多摩が持っているポテンシャルでございます。これらを活用することにより、奥多摩町の経済がよい方向に向いていくと確信しております。これからは、この豊かな自然環境と共存し、この自然と今まで築き上げてまいりました文化・施設など奥多摩町の資本として、町民皆様と一緒に、奥多摩型の経済循環を築き上げていくため、第5期長期総合計画の将来像、人 森林 清流 おくたま魅力発信！～住みたい 住み続けたい みんなが支える癒しのまち 奥多摩～を実現するため、これまで以上にこれからも粉骨砕身、全力で邁進していく覚悟であります。

議員各位並びに町民皆様の、より一層のご支援、ご協力を心からお願い申し上げまして、平成28年第1回奥多摩町議会定例会の開会に当たっての、私の施政方針とさせていただきます。

○議長（須崎 眞君） 以上で、町長の挨拶及び施政方針表明は終わりました。

お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで休憩にしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって午後1時0分から再開いたします。

午前12時10分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（須崎 眞君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案審議に入ります。

日程第6 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて、奥多摩町町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。住民課長。

〔住民課長 宮田 昭治君 登壇〕

○住民課長（宮田 昭治君） 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて、提案のご説明をいたします。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。次のページをお開きください。

平成27年専決第4号専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、奥多摩町町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を専決処分したので、ご説

明をいたします。

理由、地方税法施行規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令が交付され、その施行に関してこの条例の一部を改正する必要が生じましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認められたため専決するものです。

内容としまして、平成 27 年 3 月 31 日に専決により公布した奥多摩町町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例について、平成 27 年 12 月 18 日付で、総務省から地方税における個人番号利用手続の一部見直しについて通知があり、この一部を改正するものでございます。

内容としましては、50 条の第 2 項は町民税の減免申請における個人番号を記載しないこと、及び 142 条の 3 の第 2 項については、特別保有税の減免申請に個人番号を記載しないこととするものでございます。条例説明文もございますが、新旧対照表によりご説明いたします。

1 ページをごらんください。第 1 条のうち奥多摩町町税賦課徴収条例第 50 条第 2 項中、「同条第 2 号」を 2 号に改め、1 号につきましては、行政手続における個人を識別する個人番号の記載に関する記述を削除し、法人番号のみとし、142 条の 3 第 2 項中においても同様の扱いとします。

附則として、この条例は平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

以上で、議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて、提案の説明を終わります。ご審議の上ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（須崎 眞君） 以上で説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第 1 号の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第 1 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 1 号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 6 議案第 1 号について承認することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。よって、議案第 1 号については承認されました。

次に、日程第 7 議案第 2 号 奥多摩町町税賦課徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより、提案理由の説明を求めます。住民課長。

〔住民課長 宮田 昭治君 登壇〕

○住民課長（宮田 昭治君） 議案第2号 奥多摩町町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例について提案のご説明をいたします。

理由。地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、規定を整備する必要があるためでございます。内容ですが、町税の徴収猶予や換価の猶予については、今までも行われていた制度であり、いわゆる分割納付に関する制度でございます。徴収猶予は、本人からの申請により、換価の猶予は職権によって行っておりましたが、今回の見直しにより、換価の猶予については、申請による換価の制度が創設されたことが一番大きな変更点でございます。

また、国税に関し、本年度、平成27年4月1日から既に改正・施行されておりますが、地方税については、1年おくれの平成28年4月1日からの適用となります。国の解説によりますと、地方税に関しては、各地域の実情がさまざまであること。また、地方分権を推進する観点から一定の事項については、各自治体の条例で定めるということとなり、今回、条例改正を上程するものでございます。

今回の改正に関しまして、国の制度に遵守した内容となっており、地方の実情に応じてのことですので、西多摩地区の市町村で調整会議をもちまして、西多摩地区は特別徴収の推進事業や検索サポート事業など、地域で一体となって取り組んできた経緯から、西多摩統一の基準で条例改正をしようということでございます。

奥多摩町町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の説明文もございますが、新旧対照表によりご説明をいたします。新旧対照表の2ページから5ページにかけてご説明を申し上げます。

2ページお開きください。旧条例は8条から13条が削除となっておりますが、昭和30年代ごろに地方税へ移行したことから、削除という表記になっております。今回の改正では、国の方から、条例改正でこの削除部分に今回の改正を8条から13条入れ込むという見解が国から示されたところでございます。新条例の8条は、徴収猶予に係る町の徴収金の分割納付または分割納付の方法についてであり、猶予期間内の各月ごとに分割し、納付または納入する方法、期間の延長、各納入期限ごとの納入金額の決定や納入期間の変更と、町側から納入方法を通知するなどの規定でございます。

次の、第9条は、徴収猶予の申請手続等について規定を整備することですが、当該猶予や延長を受けようとする期間、納入金額のほか、100万円を超え、かつ3カ月を超える場合については、担保の種類、数量、価格及び住所などを条例で定める書類等の提出などの規定でございます。

3ページ下段の第10条は、徴収猶予の取り消しについての規定を整備するもので、次の4ページの上段、第11条は、職権による換価の猶予の手続を規定するもので、猶予期間内の各月に分割して納付または納付させるために必要な書類の提出について規定し、第12条では、申請による換価の猶予の申請手続など規定を整備するもので、法律第15条の6第

1項に規定する条例で定める期間は6月とし、その他申請に必要な書類等の提出について規定し、第13条では、担保を徴する必要がない場合の規定で、猶予に係る金額が100万円以下である場合と、猶予期間が3カ月以内である場合などの規定を整備するとしています。

第23条第3項中、地方税法施行令(昭和25年政令第245号以下。「令」という。)は、令に改める。附則として、第1条施行期日。この条例は、平成28年4月1日から施行する。

第2条徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置として、改正前後の徴収の猶予について規定し、第2項は、新条例第11条及び13条の規定は、平成28年4月1日から以後に規定される換価の猶予について適用し、同日前にされた平成28年旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例によるものとし、3項では、新条例第12条及び13条の規定は、平成28年4月1日以降に、同項に規定する納期限が到来する地方団体の徴収金について適用する。

以上で、議案第2号 奥多摩地町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例について、提案の説明を終わります。ご審議の上ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長(須崎 眞君) 以上で、説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第2号の質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎 眞君) 質疑なしと認めます。以上で、議案第2号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第2号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎 眞君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第7 議案第2号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(須崎 眞君) 起立多数であります。よって、議案第2号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第8号 議案第3号 奥多摩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより、提案理由の説明を求めます。住民課長。

[住民課長 宮田 昭治君 登壇]

○住民課長(宮田 昭治君) 議案第3号 奥多摩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の提案説明をいたします。

理由、国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成28年政令第33号)の公布に伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

この条例改正は、中間所得者層の被保険者の負担に配慮した国民健康保険税の5割軽減、2割軽減の基準を見直す内容で、課税限度額を引き上げるものでございます。条例説明文

もごさいますが、新旧対照表によりご説明を申し上げます。

6 ページを開きください。第 2 条第 2 項ただし書き中 52 万円を 54 万円に改め、同条第 3 項ただし書き中 17 万円を 19 万円に改め、第 20 条中 52 万円を 54 万円に、17 万円を 19 万円に改め、同条第 2 号中 26 万円を 26 万 5,000 円に改め、同条第 3 項中 47 万円を 48 万円に改めるものでございます。

附則として、1、施行期日をこの条例は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2、適用区分。改正後の奥多摩町国民健康保険税条例の規定は、平成 28 年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 27 年度分の国民健康保険税については、なお、従前の例によるものでございます。

以上で、議案第 3 号 奥多摩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案の説明を終わります。ご審議の上ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（須崎 眞君） 以上で説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第 3 号の質疑を行います。1 番、大澤由香里議員。

○1 番（大澤由香里君） 1 番、大沢です。この適用をされる対象者は、かなりの高額所得者のみになると思いますが、その人数とか金額がわかりましたらお教えてください。

また、対象者じゃない低所得の方は、むしろ楽になると伺いましたが、その具体的な人数などもわかりましたらお教えてください。

○議長（須崎 眞君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（清水 信行君） ご質問につきましては、国保制度の内容にもかかりますので、私のほうからご説明いたします。

まず、第 2 条、課税額の第 2 項及び第 3 項ただし書きの、いわゆる賦課限度額についてでございますが、国保税におきましては、受益と負担の関係で、被保険者の納付意欲に与える影響などを考慮いたしまして、負担額に一定の上限を設けております。賦課限度額を引き上げますと、高所得者により多くの負担を求めることになる反面、中間所得層に配慮した保険税率の設定が可能となります。実際の賦課限度額は、先ほど住民課長から説明ございましたが、国が政令で規定する金額を上限といたしまして、市町村がそれぞれの条例で定めることとされております。今回この条例により、賦課限度額を引き上げることになります。

この引き上げに際しましては、この 1 月に開催されました奥多摩町国民健康保険運営協議会におきましてご説明をして、了解を得ております。その上で、現状ではございますが、保険税の限度額については、5 世帯が対象となっております。また、国保税の応益分均等割軽減対象になる軽減判定所得については、政府経済見通しで物価の上昇が続くと見込んでいることを踏まえて、世帯人数に乗ずる額を 5 割軽減は 26 万円から 26 万 5,000 円に、2 割軽減は 47 万円から 48 万円に引き上げることといたしました。

今回の引き上げの結果、厚生労働省の推計でございしますが、3 人世帯で給与収入の場合

は、5割軽減に該当する収入は、現在の184万円から186万円に。2割軽減に該当する収入は、約274万円から278万円に引き上げられるということで、この世帯の減額の割合が増えるということでございます。

町の現状でございますが、軽減世帯で5割世帯の変更はないというふうに見ております。2割軽減世帯の医療分として現状の約121世帯から7世帯増の128世帯。後期高齢者支援分として7世帯増の128世帯ということでございます。

以上でございます。

○議長（須崎 眞君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。以上で議案第3号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第3号について、討論を省略し採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第8 議案第3号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。よって、議案第3号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第9 議案第4号 奥多摩町議会委員会条例の一部を改正する条例、日程第10 議案第5号 奥多摩町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例、以上2件を、一括して議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 井上 永一君 登壇〕

○総務課長（井上 永一君） 議案第4号 奥多摩町議会委員会条例の一部を改正する条例及び議案第5号 奥多摩町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例につきましては、提案理由が同一でございますので、一括してご説明を申し上げます。

提案理由でございますが、農業委員会の廃止に伴い、規定を整備する必要があるためでございます。本条例の改正につきましては、平成27年第4回定例会でご決定いただきました農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業関係の組織を見直すため、農業委員会が廃止されることとなったため、改正するものでございます。

次に、内容についてご説明をさせていただきます。改め文もございますが、新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表の8ページをごらんください。

初めに議案第4号 奥多摩町議会委員会条例の一部を改正する条例でございます。

第18条の本文中、農業委員会の会長を削るものでございます。附則といたしまして、こ

の条例は平成 28 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

次に、奥多摩町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例でございますが、新旧対照表の 9 ページをごらんください。

第 2 条第 2 号中、町の機関の定義から農業委員会を削るものでございます。附則といたしまして、この条例は平成 28 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上で、議案第 4 号及び議案第 5 号の説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 以上で、説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第 4 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第 4 号の質疑を終結します。

次に、議案第 5 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第 5 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 4 号及び議案第 5 号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 9 議案第 4 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。よって、議案第 4 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 10 議案第 5 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。よって、議案第 5 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 11 議案第 6 号 奥多摩町情報公開に関する条例の一部を改正する条例、日程第 12 議案第 7 号 奥多摩町個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例、以上 2 件を、一括して議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 井上 永一君 登壇〕

○総務課長（井上 永一君） 議案第 6 号 奥多摩町情報公開に関する条例の一部を改正する条例及び議案第 7 号 奥多摩町個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例につきましては、提案理由が同一でございますので、一括してご説明を申し上げます。

提案理由でございますが、行政不服審査法の施行に伴い、規定を整備する必要があるた

めでございます。町では現在、情報公開条例に基づく情報公開決定時に対する不服申し立て、及び個人情報保護条例に基づく開示決定などの不服申し立てがあったときは、奥多摩町情報公開審査会に諮問し、その答申を尊重して決定を行うものとされております。

この情報公開審査会は、情報公開制度、個人情報保護制度及び地方自治に関し識見を有する者5名により構成される機関で、実施機関からの諮問を受け、公開決定等の適法性、妥当性について調査、審議し、答申することとなっておりますが、ここで平成26年6月13日に、行政不服審査法の全部が改正され、平成28年4月1日から施行されることとなりました。

今回の改正では、行政庁の処分に対する不服申し立ての制度が、公正性の向上、使いやすさの向上、国民の救済手段の充実、拡充の観点から、次のように見直されました。

1つ目として、処分を受けたものが、その処分をした行政庁に対して、不服を申し立てる異議申し立て。処分を受けた者がその処分をした、行政庁以外の行政庁に対して、不服を申し立てる審査請求が、原則として、最上級行政庁、上級庁がない場合は処分庁に対して不服の申し立てる、審査請求に一元化され、また、審査請求機関も、現行の60日から3カ月に延長されるとともに、行政庁では、情報提供、公表の努力義務化も規定されました。

2つ目として、審査請求人等処分庁の主張を公平に審理するため、その処分に関与しない職員が審理員として指名され、当該審理員が、当該審査請求に係る審理手続を行うこととなりました。

三つ目として、審理員が行った審査手続の適正性や法令解釈を含めた審査庁の審査請求についての判断の妥当性をチェックし、公正性を確保するため、処分または裁決の段階で、他の第三者機関が関与している場合を除き、附属機関として置く機関、町では情報公開審査会に諮問し、その答申を尊重して決定を行うものとされました。

要するに、これまでの審査請求から、諮問、答申までの間に、審理員の審理手続が導入されることとなったものでございます。

この審理員は、地方公共団体では、職員を指名するか、あるいは専門職を採用して、任命するかの方法がございしますが、町では当面、課長職を審理員として指名する予定でございます。

以上の法改正に基づきまして、条例の改正をいたします。

次に、内容についてご説明をさせていただきます。

改め文もございしますが、新旧対照表でご説明いたします。

初めに、議案第6号 奥多摩町情報公開に関する条例の一部を改正する条例でございます。新旧対照表の10ページをごらんください。

第2条の改正は、農業委員会が廃止されたことによる文言整理。

第13条第1項の改正は、行政不服審査法の施行に伴う法律番号の改正等の文言整理を。

第13条第2項は、法第9条第1項には、先ほどご説明いたしました、審理員の審査手続

をする規定が定められておりますが、例外として、条例に基づく処分について、条例に、特別の定めがある場合、審理員の審査を要しないとされております。

具体的には、新たに定める、次の条の規定が、条例に特別の定めがある場合となります。

その条文ですが、第 13 条の 2 では、この条例による決定、または審査請求があったときは、審査請求が、不適法であり、却下する場合、審査請求の全文を任用し、公開することとする場合を除き、審理員の審査手続をせず、速やかに情報公開審査会へ諮問することを規定するもので、前条第 2 項に規定した条例に定める特別の定めがこれに当たります。よって今と同じ手続方法での審査ということになります。

第 2 項では、その諮問を行う場合は、弁明書を添付することと定めております。

第 14 条は文言整理でございます。附則といたしまして、この条例は平成 28 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

次に、議案第 7 号、奥多摩町個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例でございます。新旧対照表の 12 ページをごらんください。

この条例は、先ほどの情報公開条例と同様の改正となりますが、第 2 条第 2 号中、農業委員会を削るものでございます。また、第 30 条及び第 30 条の 2 の改正規定につきまして、それぞれ情報公開に関する条例と同様の改正で、審査委員会への諮問手続について規定するものでございます。内容が同一でございますので、説明は省略させていただきます。

附則といたしまして、この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上で、議案第 6 号及び議案第 7 号の説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 以上で説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第 6 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第 6 号の質疑を終結します。

次に、議案第 7 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第 7 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 6 号及び議案第 7 号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 11 議案第 6 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。よって、議案第 6 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 12 議案第 7 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(須崎 眞君) 起立多数であります。よって、議案第 7 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 13 議案第 8 号 奥多摩町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例、を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。総務課長。

[総務課長 井上 永一君 登壇]

○総務課長(井上 永一君) 議案第 8 号 奥多摩町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

提案の理由でございますが、行政不服審査法の施行に伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

本条例につきましては、行政不服審査法の施行により、審査申出書類等について、内容の改正及び追加がされたことにより規定を整備するものでございます。

条例改め文もございしますが、新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表の 14 ページをごらんください。

第 4 条第 2 項は、審査申出書に記載する事項について、第 2 号として、審査の申し出に係る処分の内容を加え、同条第 3 項は、書面の添付を定めた規定が、行政不服審査法から行政不服審査法施行令に改められたこと。同条第 6 項は、審査申出人としての資格を失ったときは、書面で届け出ることを定めたものでございます。

第 6 条は、書面審理について定めた規定で、第 1 項に、委員会が書面審理を行うときは、町長からの弁明書の提出を求めることとされておりますが、新たに第 2 項として、その弁明が電子情報処理組織を使用して行われた場合は、紙による弁明書の提出があったものとみなす規定を加え、改正前の第 2 項のただし書きを削除し、同項を第 3 項とし、新たに第 5 項として審査申出人から弁明書に対する反論書の提出があったときは、町長に送付する規定を加えるものでございます。

新旧対照表の 15 ページをごらんください。

第 11 条第 1 項で、委員会が決定書を作成する場合に記載する事項を、新たに第 1 号から第 4 号までのとおり定め、あわせてその決定書に委員会の記名、押印をすることを加えております。附則といたしまして、この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上で議案第 8 号の説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(須崎 眞君) 以上で説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第 8 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎 眞君) 質疑なしと認めます。以上で、議案第8号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第8号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎 眞君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第13 議案第8号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(須崎 眞君) 起立多数であります。よって、議案第8号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第14 議案第9号 奥多摩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

[福祉保健課長 清水 信行君 登壇]

○福祉保健課長(清水 信行君) 議案第9号、奥多摩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、規定を整備する必要があるためでございます。条例改め文もでございますが、新旧対照表にてご説明申し上げます。新旧対照表の16ページをお開き願います。

第10条、職員に関する規定の第3項でございます。この第3項については放課後児童支援員の資格に関する規定でございます。

放課後児童支援員とは、平成27年4月から新しく創設されました資格でございます。学童保育の指導員のための専門資格として、これまで学童保育の指導員に特別の資格は必要はございませんでしたが、この平成27年4月からは、学童保育に二人以上の放課後児童支援員を配置することが義務づけられております。

この放課後児童支援員になるためには、この第3項の1号から9号までに規定する資格のある方が、都道府県知事が行う研修を修了することで、放課後児童支援員の資格を取得できるものでございます。

その中の第4号におきまして、学校教育法に規定される資格として、新たに義務教育学校の教諭となる資格を有する者を追加するものでございます。

この義務教育学校とは、小学校6年と中学校3年の合計9年の義務教育を一貫して行う、小中一貫校ですが、これを制度化する学校教育法の一部を改正する法律が公布され、既存の小学校、中学校と同じく、公立で定められた正式な学校として、義務教育学校という名称が定められたものでございます。

義務教育学校の教諭は原則として、小学校、中学校両方の教員免許を持つ必要があるこ

とから。放課後児童支援員となる資格を有することになります。

以上で、議案第9号の説明を終了いたします。ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 以上で説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第9号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第9号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第9号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第14 議案第9号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。よって、議案第9号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第15 議案第10号 奥多摩町特産物加工販売施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例、を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。観光産業課長。

〔観光産業課長 原島 滋隆君 登壇〕

○観光産業課長（原島 滋隆君） 議案第10号 奥多摩町特産物加工販売施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明をさせていただきます。

提案の理由でございますが、老朽化が進んでいる奥多摩町特産物販売施設、丹三郎直売所を廃止するため、規定を整備する必要があるためでございます。

今回の改正の理由となっております特産物販売施設の建物は、昭和55年に旧古里農業協同組合が整備し、平成4年1月20日に町に寄附され、その後、町の指定管理施設として、農産物の直売を主として運営されてきましたが、平成24年3月をもって、指定管理者が撤退をいたしました。

その後、平成24年8月から、西東京農業組合古里店舗の建てかえに伴う仮店舗としまして、平成26年12月まで利用されてきました。

このため、平成27年6月から、新たな指定管理者の募集を行いましたが、応募はない状況でございました。

また本施設は、建設から36年が経過し、老朽化が進んでおり、本施設を廃止するため、奥多摩町特産物加工販売施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正するものです。

なお、取り壊した後は当面、川井キャンプ場の駐車場として利用していく予定でございます。

ます。

条文改め文もございますが、新旧対照表にてご説明をさせていただきます。新旧対照表の17ページをお開きください。

第2条、名称及び位置の表中、右側の旧表の一番上にごございます名称、奥多摩町特産物販売施設（丹三郎直売所）、その右の1、奥多摩町丹三郎4番地を削除するものでございます。附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第10号の説明を終わらせていただきます。ご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 以上で説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第10号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第10号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第10号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第15 議案第10号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。よって、議案第10号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第16 議案第11号 奥多摩町若者定住応援条例の一部を改正する条例、を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。地域整備課長。

〔地域整備課長 須崎 政博君 登壇〕

○地域整備課長（須崎 政博君） それでは、議案第11号 奥多摩町若者定住応援条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由及び内容についてご説明をいたします。

提案の理由でございますが、平成27年7月1日施行による若者定住応援補助金の増額確定に伴い、制度が充実したことから、規定を整備する必要があるためでございます。

内容につきましては、次世代を担う若者等の定住を応援するための定住目的としての住宅の新築、増築で購入した方に対しての補助金が160万円から200万円に引き上げられ、若者住宅の入居者に限り、補助金を24万円支給することを廃止するものでございます。

条文の改め文もございますが、新旧対照表にてご説明いたします。新旧対照表の18ページをごらんください。

奥多摩町若者定住応援条例、平成21年条例第33号の一部を次のように改正するものでございます。第5条中、第2項の下線の部分を削り、第3項を第2項とするものでござい

ます。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するまででございます。

以上で、議案第 11 号の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 以上で説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第 11 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第 11 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 11 号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 16 議案第 11 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。よって、議案第 11 号については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議の途中であります。ここで暫時休憩にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。午後 2 時 5 分から再開とします。

午後 1 時 51 分 休憩

午後 2 時 05 分 再開

○議長（須崎 眞君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第 17 議案第 12 号 奥多摩町下水道条例の一部を改正する条例、を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。地域整備課長。

〔地域整備課長 須崎 政博君 登壇〕

○地域整備課長（須崎 政博君） それでは、議案第 12 号 奥多摩町下水道条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由及び内容についてのご説明をいたします。

提案の理由でございますが、下水道法施行の一部を改正する政令、平成 27 年政令第 360 号の施行に伴い規定する必要があるためでございます。

内容につきましては、公共下水道への放流水質への適合基準を強化するものであります。条文の改め文もございりますが、新旧対照表にてご説明いたします。新旧対照表の 19 ページをごらんください。

別表第 5 第 12 条の 2 関係、中略の 10 項、水質の基準欄の下線の部分、0.3 ミリグラム以下を 0.1 ミリグラム以下に改めるものでございます。附則といたしまして、この条例は

公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第 12 号の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 以上で説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第 12 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第 12 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 12 号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 17 議案第 12 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。よって、議案第 12 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 18 議案第 13 号 奥多摩町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例、を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 井上 永一 登壇〕

○総務課長（井上 永一君） 議案第 13 号 奥多摩町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

提案理由でございますが、消防団組織の実態に合わせ、定数及び報酬等を見直す必要があるためでございます。

奥多摩町消防団は、昭和 30 年 4 月の町発足と同時に組織され、その時代の状況に応じて改組等を行い、平成 21 年 4 月には、第一分団を 2 部制に。それ以外の分団については、1 部制に改組を行い、機能別団員制度も導入するなど活動をしております。この間、消防団定数も改正し、平成 15 年に現在の定数である 350 名とし、現在に至っておりますが、ここで現在の消防団員数の実態に合わせ、定数を改正するものでございます。

一方、年々団員数が減少する中、各分団では幹部団員の留任、降格、あるいは有事の際に、出動する機能別消防団員として、消防団に残り活動し、また、仕事等の関係で町外へ転出しても郷土愛護の観点から、引き続き団員として活動し、訓練等にも自家用車を利用し、参加しているなど、献身的な活動を続けております。

また西多摩地区消防団と比較しても、火災等があった場合に、他地区では消防署が短時間で駆けつけ、消火活動に迅速に対応ができますが、町の場合は、一署での対応であるため、特に林野火災など、大規模、広範囲な消火活動においては、水利確保、消防ホース延

長など、消防団員の力なくして対応することは難しく、町の広大な面積を守り、観光客が増加するなど、今後、有事の際には、消防団員の活動が重視され、活躍が期待されるもので、平成8年に改定されてから改正されていない、団員報酬もあわせて改定したく、ご提案するものでございます。

なお、報酬の改定につきましては、昨年の11月20日に、報酬等審議会を開催し、献身的な活動をしている消防団員の報酬について、改定をすることが妥当との答申をいただいております。

それでは改正内容を説明させていただきます。条例改め文もございますが、新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表の20ページをごらんください。

第2条の団員定数350人を315人に改めるものでございます。なお現在の団員数は、299名でございます。

別表1は、消防団員の報酬を改めるもので、改正後は、団長が年額で3万円。副団長及び分団長が2万円。副分団長、部長、副部長、班長及び団員が1万円。機能別団員が2,000円の増額となります。

また、別表第2は出動費の改正で、現在一律で、出動1回当たり1,900円を、火災出動では2,500円に。その他の捜索等の出動等については、2,000円に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第13号の説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 以上で説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第13号の質疑を行います。質疑はありますか。

4番、小峰陽一議員。

○4番（小峰 陽一君） 小峰です。その他の消防活動に従事した場合というのは、どんな範囲があるのでしょうか。

○議長（須崎 眞君） 総務課長。

○総務課長（井上 永一君） 4番、小峰 陽一議員のご質問にお答えをいたします。

その他の活動といいますと、具体的に申し上げますと、地域で人が行方不明になったときに捜索する活動等を指すものでございます。

その他の訓練等については、分団運営交付金等のほうで見ておりますので、そのような場合の出動ということでございます。

○議長（須崎 眞君） ほかに。10番、師岡議員。

○10番（師岡 伸公君） 10番、師岡です。現須崎議長を初め、歴代の議員団がいろんな形をお願いしてきた事項、こういうふうな形であらわしていただきまして、大変感謝をしたいと思います。

審議会 11 月というふうにおっしゃっていただきますけれども、大体審議会の人数と、それから席上でですね、象徴的な意見ですとか、当たり前だという、多分、いくつかの意見があったのかもしれませんが、何か象徴的な意見とかエピソードがあったら教えていただきたい。よろしくお願いします。

○議長（須崎 眞君） 総務課長。

○総務課長（井上 永一君） 10 番、師岡 伸公議員のご質問にお答えいたします。

まず報酬審議会ですけれども、委員さん 7 名ということで、公共的な団体の代表者ですとか、公務員の経験者ですとか、あと主婦の代表ということで 2 名入っていただいているということで、幅広い層から、今回非常勤の特別職ということで、さまざまな役職がございまして、そちらの報酬等の改定の内容にも触れさせていただきましたので、いろいろな方面の方にご協力をいただいたということでございます。

今回、特に挙げているのは消防団員なんですけれども、やはり最近の異常気象による大雪の際の活動ですとか、また、あと台風時、これも町のほうで、やはりそこら辺の災害対策本部等をひいた場合に、消防団員も、その前にもう地元の対応ということで、消防団詰所等につめていただいて。やはりいろんなところの状況等をごらんになっていただいているということで、やはりこういう努力をしている団員については、やはり上げるのが、先ほど議員が言われたように、当然だろうという話もございました。

また、先ほどご説明の中にもございましたように、今、町外から約 60 名程度、青梅市が多いんですけど、青梅、羽村、遠いところでは昭島というようなことで。特に操法大会の時等はですね、仕事が終わって駆けつけたり。当然、町内在勤の方もいらっしゃる、それに出てから家に帰るということで、自家用車等も使っているということで、そこら辺の負担も大変だろうというようなご意見もございました。そのような中で今回の改定ということにさせていただいたとおりでございます。

以上です。

○議長（須崎 眞君） 他に質疑ありますか。1 番、大澤由香里議員。

○1 番（大澤由香里君） 基本的な質問で恐縮なんですけども。機能別団員と普通の団員の違いというのを教えていただけますか。

○議長（須崎 眞君） 総務課長。

○総務課長（井上 永一君） 1 番、大澤由香里議員のご質問にお答えいたします。

消防団員は 18 歳になりますと、消防団員として活動ができるということで、通常はその段階で各消防団の消防団員として入ります。その後、年数が進むにつれて、いろいろな役職に行くわけですけれども。機能別団員という団員は、消防団経験が五年以上あって、実際のそういう、消防ポンプ車等の機械の扱いにもなれていたり、実際火事場を経験しているということがございまして。そのようなことで、特にふだんの訓練というのではなく、何かあったとき、火災等があったときに出勤いただいて、バックアップをするというよう

な仕事をするのが、機能別消防団員ということでございます。

○議長（須崎 眞君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第 13 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 13 号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 18 議案第 13 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。よって、議案第 13 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 19 議案第 14 号 奥多摩町の課に関する条例の一部を改正する条例、を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 井上 永一君 登壇〕

○総務課長（井上 永一君） 議案第 14 号 奥多摩町の課に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

提案理由でございますが、若者定住化の推進を図るため、組織機構の見直しを行うことに伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

町では喫緊の課題でございます、少子化若者定住化施策につきまして、現在は企画財政課に少子化若者定住化担当主幹を置き、若者住宅の建設、空き家対策などの事務を進めておりますが、今後、第 5 期長期総合計画の奥多摩創造プロジェクトとして。また、ここで策定した奥多摩町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中心テーマでもございます、少子化対策、若者定住化対策に、一層力を入れて取り組んでいくため、4 月から若者定住化対策室を設置することとし、条例を改めるものでございます。

条例改め文もございますが、新旧対照表でご説明をいたします。新旧対照表の 21 ページをごらんください。

第 1 条で町長の権限に属する事務を分掌させるため、若者定住化対策室を規定し、第 2 条で、その事務の分掌を規定するものでございます。附則といたしまして、この条例は平成 28 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上で、議案第 14 号の説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 以上で説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第 14 号の質疑を行います。質疑はありますか。

7番、高橋邦男議員。

○7番（高橋 邦男君） 7番、高橋です。

現在、企画財政課の中に少子化若者定住化、主幹として天野主幹がいらっしゃいますけども。28年度から独立した課というふうに捉えていいんでしょうか。性格的に企画財政課とは別な課ということですかね。もし職員の数等が、もし決まっていれば、ちょっと教えていただきたいと思います。

以上2点お願いします。

○議長（須崎 眞君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若菜 伸一君） 7番、高橋議員のご質問にお答えをさせていただきます。

このたびの行政改革に伴いまして、今回、設置をいたします若者定住化対策室でございますが、室長が1名、係長は企画調整係長が兼務でございます。また担当職員を1名置くという、3名体制で行きたいと思っております。

以上でございます。

○議長（須崎 眞君） ほかに。8番、原島幸次議員。

○8番（原島 幸次君） 8番、原島です。

今の関連なんですが、若者定住化対策室、非常にわかりやすく、外部に対してもいいんじゃないかなと思います。そのかわり、今まであります企画財政課主幹という部署がなくなるのかどうか、その辺をちょっとお聞きできれば。よろしくお願いします。

○議長（須崎 眞君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若菜 伸一君） 8番、原島議員のご質問にお答えをさせていただきます。

おっしゃるとおり、主幹を廃止をいたしまして、このたび室長という形で、独立した課になるということでございます。

○議長（須崎 眞君） ほかに。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第14号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第14号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第19 議案第14号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。よって、議案第14号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 20 議案第 15 号 奥多摩町職員定数条例の一部を改正する条例、を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 井上 永一君 登壇〕

○総務課長(井上 永一君) 議案第 15 号 奥多摩町職員定数条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

提案の理由でございますが、農業委員会の廃止に伴い規定を整備する必要があるためでございます。

条例改め文もございますが、新旧対照表でご説明をいたします。新旧対照表の 22 ページをごらんください。

第 1 条で、この条例の定義として、職員を定めておりますが、農業委員会の廃止に伴いまして、農業委員会の項目を削るものでございます。

第 2 条には、それぞれの執行機関の事務を補助するための職員定数が規定されておりますが、農業委員会の廃止によりまして、第 2 条第 1 項第 6 号に規定されております農業委員会の項目を削除するとともに、職員定数も合わせて見直し、同項第 1 号に規定する町長の補助職員を 119 人から 116 人に。事務部局の職員を 91 人から 88 人に。同項第 2 号に規定する教育委員会の職員を、16 人から 15 人に改め、合計の職員数を 141 人から 135 人に改めるものでございます。

なお、職員定数と、現在の職員数が一致しておりませんが、今後の職員数の変動等に対応するため、余裕を持たせているためでございます。

附則といたしまして、この条例は平成 28 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上で、議案第 15 号の説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(須崎 眞君) 以上で説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第 15 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎 眞君) 質疑なしと認めます。以上で、議案第 15 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 15 号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎 眞君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 20 議案第 15 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(須崎 眞君) 起立多数であります。よって、議案第 15 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 21 議案第 16 号 奥多摩町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例、を議題とします。

これより、提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 井上 永一君 登壇〕

○総務課長(井上 永一君) 議案第 16 号 奥多摩町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

提案理由でございますが、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行による地方公務員法の改正に伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

本条例の改正につきましては、地方公務員法の改正により、法第 58 条の 2、第 1 項に規定する人事行政の運営等の状況の公表事項について、人事評価及び退職管理が追加され、勤務評定が削除されること等により、改正するものでございます。

条例改め文をもございますが、新旧対照表でご説明をいたします。新旧対照表の 23 ページをごらんください。

地方公務員法の規定により、任命権者は、毎年 1 回、町長に対して、人事行政の運営の状況を報告しなければならないと規定されており、第 3 条には、その内容が規定されております。先ほどもご説明いたしましたとおり、第 2 号の職員の人事評価の状況、第 5 号の職員の休業に関する状況、第 8 号の退職管理の状況を追加し、第 9 号の勤務成績の評定を削除するものでございます。

第 5 条第 2 号の改正は、行政不服審査法の施行に伴う文言整理でございます。

町では毎年一回、人事行政の運営等の状況を広報誌、及びホームページで公表しておりますが、今後は今回の改正されます内容で公表をまいります。

附則といたしまして、この条例は平成 28 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上で、議案第 16 号の説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(須崎 眞君) 以上で説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第 16 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎 眞君) 質疑なしと認めます。以上で、議案第 16 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 16 号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎 眞君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 21 議案第 16 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(須崎 眞君) 起立多数であります。よって、議案第 16 号については、原案の

とおりの可決されました。

次に、日程第 22 議案第 17 号 奥多摩町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 井上 永一君 登壇〕

○総務課長（井上 永一君） 議案第 17 号 奥多摩町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

提案理由でございますが、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行による、地方公務員法の改正に伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

条例改め文もございまして、新旧対照表でご説明をいたします。新旧対照表の 24 ページをごらんください。

第 1 条で、この条例の趣旨を定めておりますが、ここで引用しております地方公務員法の改正により、引用条文が第 24 条第 6 項から、第 24 条第 5 項に改正されたため、条文の改正を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成 28 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上で、議案第 17 号の説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 以上で説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第 17 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第 17 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 17 号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 22 議案第 17 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。よって、議案第 17 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 23 議案第 18 号 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 井上 永一君 登壇〕

○総務課長（井上 永一君） 議案第 18 号 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

提案理由でございますが、農業委員会を廃止し、農業推進協議会が設置されることから、報酬等の規定を整備する必要があるためでございます。

本条例の改正につきましては、平成 27 年第 4 回定例会でご決定いただき、農業関係の組織を見直すため、農業委員会が廃止され、新たに農業推進協議会が組織されることとなったため、改正するものでございます。

条例改め文もございますが、新旧対照表でご説明をいたします。新旧対照表の 25 ページをごらんください。

別表の改正となりますが、別表中、農業委員会会長及び同委員の項を削り、農業推進協議会委員の項を追加するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成 28 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上で、議案第 18 号の説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 以上で説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第 18 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第 18 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 18 号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 23 議案第 18 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。よって、議案第 18 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 24 議案第 19 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、日程第 25 議案第 20 号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第 26 議案第 21 号 奥多摩町教育委員会教育長の給料等に関する条例の一部を改正する条例、日程第 27 議案第 22 号 奥多摩町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、以上 4 件を、一括として議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 井上 永一君 登壇〕

○総務課長（井上 永一君） 議案第 19 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議案第 20 号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第 21 号 奥多摩町教育委員会教育長の給料等に関する条例の一部を改正する条例、及び議案第 22 号 奥多摩町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する

条例、以上4件の条例改正につきましては、提案理由に関連がございますので、一括してご説明を申し上げます。

今回の提案の理由でございますが、東京都人事委員会の勧告に基づき、特別給及び給料表の改定を行うため、規定を整備する必要があるためでございます。

議案に入ります前に、昨年10月に勧告されました、東京都人事委員会の勧告内容につきまして、ご説明をいたします。

町の給与改定につきましては、東京都職員の給料表をもとにしておりますが、27年度の東京都人事委員会の勧告は、公民格差を是正するため、給料月額を引き上げ、特別給につきましても引き上げで、これは二年連続の引き上げ改定でございます。

給与勧告制度は、公民格差を解消して職員と民間従業員との給与水準の均衡を図ることで、職員の給与を社会一般の情勢に適応し、適正な水準とする役割がございます。

今回の勧告では平均年齢におきます例月給の公民格差を比較いたしましたところ、平均で0.12%、480円民間給与が高いことで、これを解消することが示されたもので、この改正は平成27年4月1日にさかのぼり適用させるものでございます。

また特別給につきましては、同様の考えで、0.10カ月分を引き上げ、引き上げ分は全て勤勉手当に配分する勧告がされたもので、勤勉手当に限りますと、1.6カ月から年間1.7カ月と改められ、これにより期末手当の2.6カ月分と合わせて、年間の期末勤勉手当の支給月数を、合計で4.20カ月から4.30カ月と改めるもので、この改正は平成27年12月に支給する期末勤勉手当から実施するものでございます。

今回の改正に伴います人件費の年間影響総額は、給料では、約50万円。また特別給につきましては、全会計の総額で550万円の増額となるものでございます。

1人当たりの額では、30歳で扶養がない場合は、給料は2,400円、特別給が2万4,000円。50歳で配偶者と子ども3人の扶養親族がある者では、給料は、7,200円、特別給は5万1,000円の増額となるものでございます。

以上の点を踏まえ、本議会に上程させていただく内容は、公民格差の解消のための給料月額を引き上げ、及び特別給の引き上げにつきまして改正をさせていただくものでございます。

次に内容についてご説明をさせていただきます。

議案第19号の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例は、一般職の勤勉手当と同様の割合を、期末手当において。

議案第20号の特別職の職員の給与に関する条例は、勤勉手当を含む期末手当において。

議案第21号の教育長の給料に関する条例は、勤勉手当について、その支給月数を改正するものですが、わかりやすくご説明をさせていただくために、大変恐れ入りますが、議案第22号の一般職の職員の給与に関する条例の改正から、ご説明をさせていただきたいと存じます。

新旧対照表の 29 ページをごらんください。またあわせて、先ほど、別に配付させていただきましても、A4 横長の、提案説明付属資料もごらんいただけたらと存じます。

29 ページは、奥多摩町一般職の職員の給与に関する条例の新旧対照表でございます。

第 1 条関係でございますが、下線部が改正部分となり、勤勉手当 100 分の 80 を 100 分の 85 に。再任用職員は、100 分の 37.5 を 100 分の 40 と改めるもので、人事委員会で勧告された一般職の職員の勤勉手当の 100 分の 10、0.10 カ月分を引き上げるものでございます。

なお、ここで定めております割合は、6 月、及び 12 月の支給月数に、それぞれ加算される額でございますので、これで勤勉手当につきましては、6 月 12 月分の合計 1.7 カ月分の支給月数と改めるものでございます。

付属資料でいきますと、右側の教育長、一般職の欄、下段の施行日 28 年 4 月 1 日以降の勤勉手当の月数の改正となります。なお平成 27 年分につきましては、後ほどご説明をさせていただきます。

また、別表第 1 及び別表第 2 の給料表の改正につきましては、議案書改正案の後ろに添付させていただいておりますので、大変おそれいりますが、後ほどご確認をいただきたいと存じます。

新旧対照表の 30 ページをごらんください。第 2 条関係でございますが、第 3 条の改正規定は、今まで町規則で定めておりました行政職給料表 1、2、医療職給料表の 1、2、3 で定める、それぞれの給料表の職務の等級について、基準となる役職について定めるもので、別表第 2 の 2 として定めることを規定するものでございます。

第 18 条第 4 項第 4 号につきましては、文言整理。

第 18 条の 3 第 2 項の改正規定は、行政不服審査法が施行され、法律番号及び引用条文が改正されたため、改めるものでございます。

新旧対照表、31 ページをごらんください。附則でございますが、第 1 条はこの条例の施行期日を定めております。

第 2 条では第 1 条の施行期日を。給料表の改正は、平成 27 年 4 月 1 日から。勤勉手当の改正は、平成 27 年 12 月 1 日から、それぞれ適用することを定めております。

第 3 条及び第 4 条では、改正前と改正後の給料表において、この間に昇給等により等級を異動した場合、号給に差異が生じた時は、それを町長が必要と認める限度において調整する規定でございます。

第 5 条は勤勉手当に関する特例措置といたしまして、平成 27 年 12 月に支給する勤勉手当につきましては、本文の規定にかかわらず、100 分の 90 とすることを定めるものでございます。

別添の付属資料でいきますと、右側の教育長、一般職の中段の平成 27 年 12 月 1 日の勤勉手当の月数の改正となります。

27 年度では、既に 6 月期で、0.8 カ月分の勤勉手当を支給しているため、27 年度につい

ては、12 月期に 0.9 カ月分を支給し、年間の支給率を本条例で改正いたします。年間、1.70 カ月分とするものでございます。

議員、また町長、副町長につきましても、この後同様の意味合いで改正をしましてまいります。

第 6 条では、給料表の最高号給を超えた給料月額を受けている職員の改正後の給料月額、期間等は町長が定める規定。

第 7 条は、27 年 4 月 1 日から、この条例の施行の日の前日までに受けた給与は、この条例の改正に基づいて受けた給与の内払いとするもので、この条例で改正された給料表、及び特別給で、再計算をした後の給与との差額を年度内中に支払うとする規定となります。

第 8 条は、委任条項を定めたものでございます。

次に、議案第 19 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明をさせていただきます。新旧対照表の 26 ページをごらんください。

議会議員の報酬のうち、期末手当につきましては、現在は年間で、2.85 カ月分、6 月に支給する場合は 1.35、12 月に支給する場合は 1.50 カ月分を支給しております。

第 5 条第 2 項の改正でございますが、この期末手当につきまして、年間で、0.10 カ月分、6 月及び 12 月に支給する期末手当で、0.05 カ月分ずつ引き上げるもので、この改正により、6 月期は 1.40 カ月分、12 月期は、1.55 カ月分の合計、2.95 カ月分に変更となるものでございます。

附則といたしまして、第 1 項では施行期日を。第 2 項では一般職と同様に、27 年度に限り、引き上げとなる 0.10 カ月分は、12 月に支給する勤勉手当に上乘せすることを定め、第 3 項では、平成 27 年 12 月に支払われた期末手当は、改正後の規定に基づいて算出される期末手当の内払いであることを定めたものでございます。

議会議員の期末手当につきましては、人事委員会の勧告はございませんが、従来、職員と同様に引き下げ改正の際には、議員の特別給も引き下げており、また、他市町村の議員の期末手当の支給状況等も勘案し、この改正案をご提案するものでございます。

次に、議案第 20 号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明をさせていただきます。

特別職の職員につきましては、勤勉手当を含む期末手当として支給されており、現在は一般職と同様に年間で 4.20 カ月、6 月に支給する場合は 2.025 カ月、12 月に支給する場合は 2.175 カ月分を支給しております。

新旧対照表の 27 ページをごらんください。第 3 条第 2 項の改正でございますが、この期末手当につきまして、人事委員会の勧告に基づき、年間で、0.10 カ月、6 月及び 12 月に支給する期末手当で、0.05 カ月分を引き上げるもので、この改正により、6 月期は 2.075 カ月、12 月期は 2.225 カ月分の合計 4.30 カ月分に変更となるものでございます。

附則といたしまして、第1項では施行期日を。第2項では一般職と同様の27年度に限り引き上げとなる、0.10カ月分の上乗せ分の規定を定め、第3項では平成27年12月に支払われた期末手当は、改正後の規定に基づいて算出される期末手当の内払いであることを定めたものでございます。

次に、議案第21号 奥多摩町教育委員会の教育長の給料等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明をさせていただきます。新旧対照表の28ページをごらんください。

教育長の期末勤勉手当につきましては、一般職の支給月数と全く同様であり、勤勉手当の改正につきまして、一般職とも同様の支給月数を改めるものでございます。また、附則につきましても、一般職と同様でございますので、説明は省略をさせていただきます。

なお職員給与の条例改正につきましては、職員組合の理解を得て提案させていただいておりますことを申し添えます。

以上で、議案第19号から議案第22号までの説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 以上で説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第19号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第19号の質疑を終結します。

次に、議案第20号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第20号の質疑を終結します。

次に、議案第21号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第21号の質疑を終結します。

次に、議案第22号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第22号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第19号から議案第22号までについて、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第24 議案第19号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。よって、議案第19号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 25 議案第 20 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(須崎 眞君) 起立多数であります。よって、議案第 20 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 26 議案第 21 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(須崎 眞君) 起立多数であります。よって、議案第 21 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 27 議案第 22 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(須崎 眞君) 起立多数であります。よって、議案第 22 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 28 議案第 23 号 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を改正する規約、を議題とします。

これより、提案理由の説明を求めます。総務課長。

[総務課長 井上 永一君 登壇]

○総務課長(井上 永一君) 議案第 23 号 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を改正する規約につきまして、提案のご説明を申し上げます。

提案理由でございますが、健全な財政運営の観点から、内部努力の一環として、当組合議員定数の削減を行う。また、組合が処理する事務は、議員の公務災害に対する補償等であることから、本組合の議員は、構成団体の議長から選任することとするためでございます。

改正内容でございますが、新旧対照表の 32 ページをごらんください。

第 5 条の改正では、現在の組合議会の議員定数は 10 名で、選挙区団体の長及び選挙区団体の議長から選挙区定数の欄に掲げる選挙区の定数の各半数、長及び議長から 5 名ずつを選出しておりましたが、改正後は、議員定数を 5 名とし、選出につきましても、選挙区団体の議長から、5 名を選出することと改めるものでございます。

第 6 条第 2 項の改正は、組合議員として、長の選出がなくなったことによる文言整理でございます。

別表第 2 の選挙区及び議員定数の改正は、従来の選挙区を見直し、3 区から 5 区に改め、それに伴いまして、構成団体についても見直すものでございます。

附則といたしまして、この規約は東京都知事の許可のあった日から施行するものでございます。なお、ただいま上程の規約改正につきましては、構成団体個々の議会の議決を経た後、各団体で議決書を取りまとめ、東京都知事へ届け出、許可を受けた日から施行することとなります。

以上で、議案第 23 号の説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 以上で説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第 23 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第 23 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 23 号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 28 議案第 23 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。よって、議案第 23 号について、原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって午後 3 時 20 分から再開とします。

午前 3 時 03 分 休憩

午前 3 時 20 分 再開

○議長（須崎 眞君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第 29 議案第 24 号 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約、を議題とします。

これより、提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

〔福祉保健課長 清水 信行君 登壇〕

○福祉保健課長（清水 信行君） 議案第 24 号 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について、ご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、広域連合を構成する東京都 62 区市町村は、東京都後期高齢者医療広域連合の経費の支弁の方法を変更するため、地方自治法第 291 条の 3 の規定に基づき、別紙のとおり、東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約を定めるため、同法第 291 条の 11 の規定により、関係区市町村議会の議決を求めるものでございます。

後期高齢者医療保険料は、2 年ごとに改定され。平成 28 年度及び平成 29 年度の保険料については、去る 1 月 27 日に開会された第 1 回広域連合定例議会におきまして、可決されたものでございますが、内容として保険料の増加抑制策といたしまして、平成 26 年度及び

平成 27 年度と同様に、関係区市町村の一般財源を投入しての特別対策の継続を。区市町村からの負担金により支弁するため、2 年間の時限措置として、規約附則として定めるほか、規定の整備を行うものでございます。

規約の改め文もございますが、新旧対照表にてご説明申し上げます。

新旧対照表 34 ページをお開き願います。

第 2 条、広域連合を組織する地方公共団体及び第 8 条、広域連合議会議員の選挙の方法、第 4 項中でございますが、これまで平仮名で表記しておりました、「すべて」という文言につきまして、漢字に送り仮名を加えた「全て」に変更するものでございます。

次に、規約附則の第 5 項から第 7 項までを削除し、38 ページをお開きいただき、第 8 項の内容について、年度の変更を行った上、新たに附則第 5 項とするものでございます。

この理由でございますが、これまで規約の変更の都度、附則に 1 個ずつ追加していたものを、今回の変更において、これまで追加した項を削除し、当該年度、平成 28、29 年度の保険料軽減に関する特例措置の内容をわかりやすくしたものでございます。

内容でございますが、39 ページをごらんください。平成 26、27 年度と同様に、保険料の軽減策として、下段の表の 4、関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求める経費として、審査支払手数料から、葬祭費相当額まで、各区市町村の一般財源の負担割合を 100%とすることとし、区市町村は、これらの経費を広域連合に納付するものでございます。

次のページをごらんください。

備考の 3、財政安定化基金拠出金相当額についての規定中、平成 26 年 4 月 1 日現在を、平成 28 年 4 月 1 日現在に改めるもので、この財政安定化基金拠出金につきまして、東京都では平成 26 年に条例で定める拠出率をゼロ%と定めておりますので、表中の負担割合が 100%と表記されておりましたが、実際の負担金はないということでございます。

附則といたしまして、議決をいただきました場合、速やかに東京都知事に提出するものでございます。

附則の第 1 項では改正規約の施行期日を規定しておりますが、この改正規約は平成 28 年 4 月 1 日から施行するとしております。

第 2 項では、新たに経過措置を設けるもので、この規約の変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約（以下変更後の規約という）、附則第 5 項の規定は、平成 28 年度分以降の変更後の規約、第 18 条第 1 項第 1 号に規定する関係区市町村の負担金（以下単に関係区市町村の負担金という）について適用し、平成 27 年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例によるものでございます。

これは先ほどご説明いたしましたように、変更前の附則第 5 項から第 7 項までを削除したため、平成 27 年度分以前の負担金等に変更が生じたときに対応するため、規定するものでございます。

以上で、議案第 24 号の説明を終了いたします。ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 以上で説明は終わりました。

これより、ただいまの上程の議案第 24 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第 24 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 24 号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 29 議案第 24 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。よって、議案第 24 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 30 議案第 25 号 訴えの提起について、を議題とします。

これより、提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

〔企画財政課長 若菜 伸一君 登壇〕

○企画財政課長（若菜 伸一君） 議案第 25 号 訴えの提起について、提案のご説明をさせていただきます。

提案の理由につきましては、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、訴えを提起することにつきまして、議会の議決を求めるものでございます。

1、訴えの要旨は、99 カ年地上権設定地の期間満了に伴う地上権抹消届けについて、承諾を得られない登記義務者を相手方として、不動産登記法第 63 条の規定に基づき、裁判所の認容の判決による抹消登記を行うために、訴えを提起するものでございます。

2、訴える相手方は、99 カ年地上権抹消登記義務者、別紙に掲げる者でございます。

3、管轄裁判所は東京地方裁判所立川支部でございます。

本議案につきましては、延べ 24 名を相手方とし、訴訟により抹消登記を行うため、訴えを提起するものでございます。

この抹消登記の訴訟の委託先は、公益社団法人東京公共嘱託登記司法書士協会とし、進めてまいります。なお、本件は訴訟という形はとりますが、既に権利は存続期間満了により、消滅をしていることから、相手方の出廷がなくとも、裁判所の認容の判決に基づき、事務的に抹消登記が行われるものでございます。

本事案につきましては、既に平成 26 年第 4 回奥多摩町議会定例会ないし、平成 27 年第 4 回定例会まで、5 回にわたりまして、延べ 1,070 名を相手方とし、訴えの提起のご決定をいただいているところでございますが、これに今回の 24 名を加えますと、延べ 1,094

名となります。

現在、訴状は順次、相続登記が終わったものから、裁判所へ提出しておりますが、被告が1,000名以上に及ぶこと、また1つの筆に複数の地上権があることなどから、5名の裁判官で手分けをしてご担当をいただき、それぞれ別々の法廷において、並行して審議を重ねているところでございます。

現在までに改定された訴訟件数が87件、延べ675名の方を訴えておりまして、このうち判決を61件、624名分をいただいているところでございます。

今後につきましても、残る住所不明の方、あるいは相続権の不明な方などの調査を継続して行い、訴訟による抹消事務を粘り強く継続して行い、一日も早く全ての抹消登記が完了するよう努めてまいりますので、ご理解をお願いしたいと存じます。

たび重なる上程となりますが、ご審議を賜りご決定いただきますよう、お願いを申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 以上で説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第25号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第25号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第25号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第30 議案第25号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。よって、議案第25号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第31 議案第26号 町道路線の認定について、を議題とします。

これより、提案理由の説明を求めます。地域整備課長。

〔地域整備課長 須崎 政博君 登壇〕

○地域整備課長（須崎 政博君） 議案第26号 町道路線の認定について、提案のご説明をいたします。

理由といたしまして、住民生活の利便性を図るため、町道として認定したいので、道路法、昭和27年法律第180号第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

町道路線の認定について、道路法、昭和27年法律第180号第88条第1項の規定により、町道として次のように認定する。路線名、その他町道高畑線。起点、奥多摩町小丹波字高

畑 337 番 1 から終点奥多摩町小丹波字高畑 311 番まで、延長 100 メートルでございます。

2 枚目ページをおめくりください。このページは路線認定の調書でございます。認定路線は記載のとおりでございます。

次のページをお開きください。町道認定路線の略図となります。高畑線の認定箇所につきましては、現在小丹波若者住宅建設場所より以西に位置し、新設道路で、町道黒指線と小丹波農道が接続する約 30 メートル手前より、鳩ノ巣方面の住宅地までの 100 メートル間を道路計画とするものでございます。

以上で、議案第 20 号の町道認定の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（須崎 眞君） 以上で説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第 26 号の質疑を行います。質疑はありますか。

5 番、石田芳英議員。

○5 番（石田 芳英君） 5 番、石田でございます。

今回道路の新設の認定ということで、100 メートル認定されるということですが、多分 2 軒ばかり先方に家があって、無道路地の解消も大きな効果の目的にしているのかなと思いますけども。これは将来的には、例えば尾根を越えて向こうの線路沿いの町道までつながるかどうとか。今回 100 メートルですが、大きな観点で、何か将来的なお考えがあるようでしたら、お伺いしたいと思います。

○議長（須崎 眞君） 地域整備課長。

○地域整備課長（須崎 政博君） 5 番、石田議員のご質問にお答えします。

本路線につきましては、本来でしたら市町村土木補助事業で計画をしておりましたが、地権者のご理解とですね。また地形的に厳しい状況で、本来でしたら天神林線って、古里の入川に通じる予定で今計画をしたら、とりあえず地形の問題とか地権者の問題がございまして、とりあえず今住まわれている方が不自由されているということなので、とりあえず 100 メートルの計画をしまして、今後またその先につきまして、また検討していきたいと考えておりますので、ご理解していただきたいと思っております。

○議長（須崎 眞君） ほかに。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第 26 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 26 号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 31 議案第 26 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。よって、議案第 26 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 32 議案第 27 号 名坂線林道開設工事請負契約の変更の変更について、を議題とします。

これより、提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

〔企画財政課長 若菜 伸一君 登壇〕

○企画財政課長（若菜 伸一君） 議案第 27 号 名坂線林道開設工事請負契約の変更の変更について、提案のご説明をさせていただきます。

提案の理由につきましては、平成 28 年 1 月 29 日に締結した、この変更契約につきまして、内容の一部に変更が生じたことに伴い、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本契約につきましては、平成 27 年第 4 回奥多摩町議会定例会におきまして、議案第 90 号として議決をいただきました名坂線林道開設工事請負変更契約の一部について、次のとおり変更させていただくものでございます。

1、変更前の金額は、7,878 万 7,080 円。

2、変更後の金額は、7,883 万 3,520 円となります。

3、契約の相手方は、東京都西多摩郡奥多摩町小丹波 45 番地、佐久間建設株式会社、代表取締役、佐久間一三氏でございます。

現在、変更仮契約を締結しておりますので、本日議決をいただきますと本契約となります。

変更工事の概要につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

ご審議の上ご決定をいただきますよう、お願いを申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 地域整備課長。

○地域整備課長（須崎 政博君） 議案第 27 号の工事変更概要につきまして、ご説明いたします。

2 ページ目をおめくりください。工事件名につきましては、名坂線林道開設工事、第 2 回設計変更でございます。工事の場所につきましては、奥多摩町大丹波 839 番先でございます。場所としましては、大丹波スポーツ広場上部にある、都道 202 号線沿いでございます。

変更金額及び請負業者につきましては、先ほど企画財政課長より説明がありましたので割愛させていただきます。

変更の理由の説明をさせていただきます。

変更の理由につきましては、第 3 回定例議会で、第 1 回の変更の説明をさせていただいておりますが、その後の変更により、構造物の施行が完了し、構造物との面積や土工数量等が確定いたしましたので、設計との差異が生じた箇所の変更をいたします。

また現場状況に不適合の工種は、当初設計時は普通土を想定していましたが、掘削を行った結果、岩となったため、適正工種に変更したものでございます。

その他、変更概要につきましては記載のとおりでございます。

次のページをおめくりください。平面図でございます。図面の赤書き部分が今回の変更箇所となり、黄色の部分が設計前となっております。

以上で、議案第 27 号の説明を終わります。ご審議をいただき、ご決定賜りますよう、お願いいたします。

○議長（須崎 眞君） 以上で説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第 27 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第 27 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 27 号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 32 議案第 27 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。よって、議案第 27 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 33 議案第 28 号 奥多摩処理区下水道管渠建設工事その 34 請負契約の変更について、日程第 34 議案第 29 号 奥多摩処理区下水道管渠建設工事その 35 請負契約の変更について、日程第 35 議案第 30 号 奥多摩処理区下水道管渠建設工事その 36 請負契約の変更について、日程第 36 議案第 31 号 奥多摩処理区下水道管渠建設工事その 37 請負契約の変更について、以上 4 件を一括して議題とします。

これより、提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

〔企画財政課長 若菜 伸一君 登壇〕

○企画財政課長（若菜 伸一君） 議案第 28 号 奥多摩処理区下水道管渠建設工事その 34 請負契約の変更についてから、議案第 31 号 奥多摩処理区下水道管渠建設工事その 37 請負契約の変更について、までの 4 議案につきましては、関連がございますので、一括して提案の説明をさせていただきます。

提案の理由でございますが、いずれも既契約について、それぞれ内容の一部に変更が生じたことに伴い、議会の議決に付すべく、契約及び財産の取得、または処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

初めに議案第 28 号 奥多摩処理区下水道管渠建設工事その 34 請負契約の変更についてを、ご説明させていただきます。

変更の内容でございますが、1、変更前の金額は2億5,488万円。

2、変更後の金額が2億5,673万1,120円となります。

3、契約の相手方は東京都西多摩郡奥多摩町氷川1,165番地、株式会社榎木工業、代表取締役、榎森厚志氏でございます。

次に、議案第29号 奥多摩処理区下水道管渠建設工事その35請負契約の変更についてを、ご説明させていただきます。

変更の内容でございますが、1、変更前の金額は1億8,036万円。

2、変更後の金額が、1億7,434万2,240円となります。

3、契約の相手方は東京都西多摩郡奥多摩町日原878番地、大章建設株式会社、代表取締役、大野茂樹氏でございます。

次に、議案第30号 奥多摩処理区下水道管渠建設工事その36請負契約の変更についてを、ご説明させていただきます。

変更の内容でございますが、1、変更前の金額は、9,781万9,920円。

2、変更後の金額が1億585万2,960円となります。

3、契約の相手方は、東京都西多摩郡奥多摩町小丹波45番地、佐久間建設株式会社、代表取締役、佐久間一三氏でございます。

次に、議案第31号 奥多摩処理区下水道管渠建設工事その37請負契約の変更についてを、ご説明させていただきます。

変更の内容でございますが、1、変更前の金額は、1億7,616万6,360円。

2、変更後の金額は、1億7,853万5,880円となります。

3、契約の相手方でございますが、東京都西多摩郡奥多摩町小丹波8番地、朝日建設株式会社、代表取締役、柴田拓也氏でございます。

いずれの契約も現在変更仮契約を締結しておりますので、本日議決をいただきますと本契約となります。

以上で、議案第28号から議案第31号までの4議案の説明を終わりますが、それぞれ変更工事の概要につきましては、所管の課長より説明をさせていただきます。

ご審議の上、ご決定をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 地域整備課長。

○地域整備課長（須崎 政博君） 議案第28号から議案第31号の変更概要につきましては関連がありますので、一括でご説明させていただきます。

2ページ目をお開きください。議案第28号の変更工事概要についてご説明いたします。

工事件名、奥多摩処理区下水道管渠建設工事その34工事場所が、奥多摩町氷川970番先。弁天橋先から琴浦橋手前の地区でございます。

変更理由につきましては、水道管の支障物を避けることで、管路延長が増となったため、延長したものが主なものでございます。

変更概要でございますが、当初の管渠工の延長が、2,429.55メートルが、2,441.68メートルに変更し、その他の変更概要につきましては記載のとおりでございます。

次のページをお開きください。配管系統図と位置図でございます。赤い線の部分に変更となった箇所でございます。

以上で、議案第28号の説明を終わります。ご審議をいただきまして、ご決定賜りますようお願いいたします。

次に、議案第29号の2ページ目をお開きください。議案第29号の変更工事概要についてご説明いたします。

工事件名、奥多摩処理区下水道管渠建設工事その35。工事場所、奥多摩町氷川1,309番先。琴浦橋から檜村橋手前の地区でございます。

変更理由につきましては、当初設定で予定していた住宅への下水道管が不要となったため、管路延長及び舗装面積を減とし、変更したものが主なものでございます。そのほか現場精査により変更するものでございます。

変更概要でございますが、当初の管渠工の延長、1,470.19メートルが、1,326.01メートルに変更し、その他の変更概要につきましては記載のとおりでございます。

次のページをお願いいたします。配管系統図と位置図で赤い線の部分に変更となった箇所でございます。

以上で、議案第29号の説明を終わります。ご審議をいただきまして、ご決定賜りますようお願いいたします。

次に、議案第30号の2ページ目をお開きください。議案第30号の変更概要についてご説明いたします。

工事件名、奥多摩処理区下水道管渠建設工事その36。工事場所は、奥多摩町川井・海沢・南氷川地内。工事場所は川井グリーンヴィレッジ及び海沢・南氷川の一部でございます。

変更の理由につきましては、道路管理者の指示により、林道熊沢線の舗装構成を変更したため、アスファルト舗装工及びコンクリート舗装工を増とし、変更したものが主なものでございます。

変更概要につきましては、記載しています、それぞれの舗装工の厚みのタイプを変更したものでございます。

次のページをお願いいたします。配管系統図と位置図で、管路延長については変更がありませんので、着色はしてございません。

以上で、議案第30号の説明を終わります。ご審議をいただきまして、ご決定賜りますようお願いいたします。

次に、議案第31号の2ページ目をお開きください。議案第31号の変更工事概要について、ご説明いたします。

工事件名、奥多摩処理区下水道管渠建設工事その37。工事場所、奥多摩町梅沢9番先。

梅沢・丹三郎地区でございます。

変更の理由につきましては、各住宅への公共マスの取り出し位置の変更に伴い、管渠延長が増となったことが主なものでございます。その他、現場精査の結果、変更するものでございます。

変更概要でございますが、当初の管渠工の延長 698.4 メートルが、735.65 メートルに変更し、その他の変更概要につきましては記載のとおりでございます。

次のページをお開きください。配管系統図と位置図でございます。赤い線の部分に変更となった箇所でございます。

以上で、議案第 31 号の説明を終わります。ご審議をいただきまして、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（須崎 眞君） 以上で説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第 28 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第 28 号の質疑を終結します。

次に、議案第 29 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第 29 号の質疑を終結します。

次に、議案第 30 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第 30 号の質疑を終結します。

次に、議案第 31 号の質疑を行います。質疑はありますか。

8 番、原島幸次議員。

○8 番（原島 幸次君） 8 番、原島でございます。

17 年度から始まりました下水道工事も、この 3 月で最終工事に入っていると思います。工事も順調にいろいろいっていると思いますが、この契約されました工事につきまして、現在の進捗状況、もし、今終わっちゃったんですが、この 3 路線についても、状況を教えていただければ、大変ありがたいなと思います。お願いします。

○議長（須崎 眞君） 地域整備課長。

○地域整備課長（須崎 政博君） 8 番、原島幸次議員の質問にお答えします。

今の工事の 4 路線の進捗状況につきましては、3 月 14 日が工期となっております。ほぼ 100% 近く完了しておりますので、あとは舗装の復旧とか、あと残ってるものは附帯工事につきましては、3 月の末までかかるとは思いますけれども、本体工事につきましては、ほぼ 100% に近い進捗状況でございます。

また、この工事が終わった段階で、平成 28 年度からの供用開始、接続等がございますので、供用開始地域については、昨日も青梅市と協議しまして、丹三郎地区についてはご不

便をかけているところがございますので、早急に供用開始のほうを進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（須崎 眞君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第 31 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 28 号から議案第 31 号までについて、討論を省略し、採決したいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 33 議案第 28 号について、原案に賛成の議員は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。よって、議案第 28 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 34 議案第 29 号について、原案に賛成の議員は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。よって、議案第 29 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 35 議案第 30 号について、原案に賛成の議員は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。よって、議案第 30 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 36 議案第 31 号について、原案に賛成の議員は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。よって、議案第 31 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 37 奥多摩町選挙管理委員会委員の選挙、を議題とします。

本件については、地方自治法第 182 条第 8 項の規定に基づき、平成 28 年 2 月 17 日付で、奥多摩町選挙管理委員会委員長から通知されておりますので、同法同条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、同委員、並びに補充員の選挙を行います。

選挙方法については、議会運営委員会委員長の報告、並びに地方自治法第 118 条の第 2 項の規定に基づき、指名推選により行いたいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選とすることに決定しました。

指名については、議長において行うことにしたいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎 眞君) ご異議なしと認めます。

よって、指名については、議長において行うことに決定しました。

お手元に配付してあります、委員の原案をごらんください。

選挙管理委員会委員に、師岡 好一君、河村 昉可君、原島 たい子君、小峰 重徳君、以上4名を指名します。

お諮りします。

選挙管理委員会委員には、ただいま指名した4名を当選人とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎 眞君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙管理委員会委員には、指名のとおり、4名の方が当選されました。

次に、選挙管理委員会委員補充員に、第1順位、新堀 幸一君、第2順位、大和 正幸君、第3順位、岡部 美枝子君、第4順位、木宮 健一君、以上4名を指名します。

お諮りします。

選挙管理委員会委員補充員には、ただいま指名した4名を当選人とし、委員が欠けた場合の補充の順序についても、ただいま指名した順序で定めることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎 眞君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙管理委員会委員補充員には、指名のとおり、4名の方が当選され、委員が欠けた場合の補充の順序についても、指名した順序で決定しました。

次に、日程第38 陳情書の受付について、を議題とします。

陳情文書を、事務局長に朗読させます。事務局長。

○議会事務局長(澤本 恒男君) 議請願第1号 平成28年3月8日、奥多摩町議会議員殿。奥多摩町議会議長、須崎眞。

請願書・陳情書の受付について。

議会に提出された陳情1件について、下記のとおり受け付けたので報告する。

奥多摩町議会第1回定例会。

請願陳情文書表。

番号、陳情第1号、受付年月日、平成28年2月16日、件名、「年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書(決議)」の採択を求める陳情書。陳情人の氏名、青梅市末広町2-9、日本労働組合総連合会、東京都連合会、三多摩地域ブロック地協・西多摩地区協議会、議長、鈴木一弘。

以上でございます。

○議長（須崎 眞君） 以上で朗読は終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております陳情第1号については、会議規則第37条の規定により、所管の常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、陳情第1号については、所管の総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

今会期中に審査を終了するようにお願いします。

以上で本日の日程、全てを終了しました。

なお、本会議2日目は明日3月9日午前10時より開議しますので、ご承知おきください。

本日はこれにて散会します。大変ご苦勞さまでした。

午後4時03分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員